

幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（5）

～判決の脆弱性（2）～

金子武嗣

【連載◆】判決の脆弱性（2）

5. 判決の認定と皇室危害罪

- （1）明治41年7月新宮における幸徳秋水の犯罪事実の認定
- （2）明治41年11月13日の宮下の手紙送付について
- （3）明治41年11月19日の幸徳と大石の謀議
- （4）明治41年11月の幸徳と松尾の謀議

【連載◆】判決の脆弱性（2）

金子武嗣

5. 判決の事実認定の批判…判決の事実認定の脆弱性

幸徳秋水は、革命論議を好み、様々な場所で、内乱（革命）の必要性を説いた。しかし、幸徳の議論には具体性、計画性が欠如していた。そもそも「内乱（革命）」か、本件で問われた「テロ」（皇室危害）なのかもはっきりしない。

幸徳秋水らが「テロ」もしくは「内乱（革命）」を企てたとされる明治40年頃には、日露戦争後の状況で、軍隊基地には、兵器（爆弾・鉄砲）などがいくらでもある状況で、入手しようとすればいくらでも入手できた。また巷でも鉄砲など武器は比較的容易に入手できた。

幸徳秋水が「決死の士」を集め、「爆裂弾」を取得し、「テロ」か「内乱（革命）」を本気で起こすつもりなら、その環境は十分にあったといえる。宮下の爆裂弾に依拠し、その完成を何年も待つ必要性はない。

本件経過をみると、首謀者とされる宮下、幸徳、管野、新村、古河が一同に会して、計画を検討したこともない。爆裂弾が本当に効果があるかどうかを確認できたのは、宮下だけで、誰も見ていない。再実験もままならない。

幸徳の発言は、その場限りで、その後の何も行動がない。「陰謀」であれば、それに基づく行動があつてしかるべきであるが、何もない。

幸徳は、内乱（革命）を唱えても、「やる気」がなかったのである。

極めつけは、明治44年1月1日の幸徳の自宅での会合であるが、酒を飲みながら、小罐を投げるという態度（ていたらく）である。その結果は、幸徳が、管野、新村、古河からもはずされ、幸徳自体が歴史編纂を著作するして湯河原に逃げ込む始末である。

このような、幸徳の「計画性のない」「やる気のない」行動は、判決の認定自体から明らかとなっている。

やる気もない計画を、皇室危害罪（刑法73条）の「陰謀」に問い、これを認めたのが、大逆事件なのである。

それゆえ、判決の事実認定は杜撰を極めている。

以下証拠（予審調書など）から判決の認定事実を細かく検討していく。

（1）明治41年7月新宮における幸徳秋水の犯罪事実の認定

1）判決の事実認定

判決の事実第1（東京グループ）と第2（新宮グループ）で以下のとおり認定されている。

第一 被告大石誠之助を迂路和歌山縣東牟婁郡新宮町に訪ひ誠之助及び被

告成石平四郎、高木顕明、峰尾節堂、崎久保誓一に會見して政府の迫害甚しきに由り反抗の必要なることを説き越へて

第二 明治四十一年七月傳次郎か新宮町に來訪するや誠之助は之を延て数日自宅に滞留せしめ其間平四郎、顕明、節堂、誓一を招集して共に傳次郎より當局の壓迫に對する反抗の必要あることを聴き又誠之助は其反抗の手段に付て特に傳次郎と議する所あり

2) 事実認定の証拠の表示

この認定の証拠は以下のとおりである。

【幸徳秋水の予審調書】

「同事件に対する政府の迫害に対しては何等かの反抗態度を取り権利を伸張するの必要あり且は帰省中の課に係る「ペートルクロボトキン」著 麴の略取を出版せんと思ひ七月二十日に以て上京の途に就きたり、其途次紀州新宮町に到り大石誠之助を訪問したるは赤旗事件の善後慮分に付相談を為す考なりしに相違なかりしも被告より森近運平に郵送したる葉書即ち押牧第一号の二二に「今後の事を色々禄亭君と相談中云々」と記載しあるは主として金銭の問題に付相談中なることを記載したるものにして赤旗事件の善後慮分に関しては何等具体的相談を為したることなし 然れども新宮滞在中大石始め成石平四郎高木顕明峰尾節堂崎久保誓一等に對し政府の迫害甚しきを以て反抗手段を取るの必要なることを説き又大石と共に熊野川に舟を浮へたる際大石に對し爆裂彈の製法を尋ねたることは相違なし」

【大石誠之助の予審調書】

「明治四十一年七月中旬幸徳か土佐より上京の途次被告方に立寄り八月上旬まで滞在したり全人は赤旗事件に劃する政府の鹿置を憤慨して上京する模様なりしも其善後慮分に付何等具体的の談話を為したることなし只全人

か中心となりて全志の連絡を取らざるを得ざる旨申し居たり、幸徳は被告方に滞在中成名平四郎高木顕明峯尾節堂崎久保誓一等に対し暴力革命の必要を説きたる為め彼等は何れも革命と云ふことに趣味を持つことなりたるか如し或日幸徳と共に熊野川に舟を浮へたる際幸徳より爆裂弾の製法を聞かれたることあるも被告は知らざりしを以て其旨の答を為したり、」

【成石平四郎の予審調書】

「明治四十一年赤旗事件の後なりしか幸徳伝次郎か土佐より出京の途次新宮に立寄り大石誠之助方に十日間計滞在したることあり 其際幸徳は被告等に対し是まては公然新聞雑誌等を以一自主主義の伝道を為し居りたるも斯る伝道の方法は赤旗事件にて一段落を告げたり今後は秘密出版に依り伝道を為すの必要あるは勿論何れの固に於ても平和的に革命の成就したる例なければ結局は暴力に訴へざる可らざる旨を説明したり、」

【高木顕明の予審調書】

「明治四十一年六月中東京に赤旗事件の起りたる後なりしか幸徳伝次郎か郷里土佐より出京の途次大石誠之助方を訪問し数日間滞在したることあり、其際幸徳は被告等に対し今日は最早言論や文章を以て伝道を為すへき時にあらず主義の目的を達せんとするには直接行動に擦るの外他に途なき旨を説明したるか被告は其説明を聴き益々社会主義に熱中するに至りたり、」

【峯尾節堂の予審調書】

「同年七月頃幸徳伝次郎か出京の途次大石を訪問したり其際幸徳は被告等に対し近来政府の社会主義者に対する迫害甚しく最早直接行動に擦るへきの時代にして筆やろを以て伝道し得へき時代にあらずと一説き大石も亦之に和して貫に直接行動を取るへきの時機なりと申し居たり尚ほ幸徳、は其際浄泉寺に聞きたる談話会の席に於て凡そ社会の崩解するは其原因経済状

態にあり現今日本の経済状態を見るに費富の懸隔最甚たしきを以て共産主義を實行するには適當の時機なりと一説明したり、被告は幸徳の言語態度が頗る悲壮なりし為め大に感動し益々無政府主義を確信するに至りたり、」

【崎久保誓一の予審調書】

「明治四十一年夏大石に招かれて行きたるに幸徳伝次郎が滞在し居りて社会主義の歴史や現在の状態を語り今日は筆やらを以て伝道すべき時代にあらずして直接行動に擦るべき時代なることを説明したり、大石も亦其頃より幸徳と同様の説を唱へ一屋々露国的革命を起すの必要ありと申し居たるを以て現政府を顛覆し大逆罪を犯すことも亦其説明中に包含し居るものと思ひ居たり、」

3) 証拠とされる予審調書

2の認定の根拠となった予審調書は以下のとおりである。

幸徳秋水の【43/10/17予審調書】

大石誠之助の【43/7/16予審第5回】【43/10/15予審第11回】【43/10/21予審第12回】

成石平四郎の【43/7/3聴取書】【43/7/6聴取書】【43/7/14予審第1回】【43/10/22予審第3回】

高木顕明の【43/7/7聴取書】【43/7/14予審第1回】【43/10/22予審第3回】

峯尾節堂の【43/7/6調書】【43/7/12予審第1回】【43/10/22予審第4回】

崎久保誓一の【43/7/5調書】【43/7/7聴取書】【43/7/9調書】【43/10/22予審第2回】

4) 証拠から検討すべき問題点

幸徳が新宮で何を言ったのか、つまり、何時、どこで、誰に、何をいったのか、幸徳の発言が問題である。また、熊野川の船遊びでどんな話があったか、誰と、どのような状況で、どんな話があったかである。

5) 各予審調書の詳細と変遷

各予審調書は以下のとおりであり、変遷がある。

(1) 幸徳秋水予審調書

【43/10/17予審第13回】

答 同年七月二十日頃と思います。

問 その頃すでに暴力革命を起す考えがあったのか。

答 政府の迫害が甚だしいから、何か反抗の態度をとって権利の伸張をはからねばならぬという考えはもっていましたが、いかなる手段をとるかという成算はなかったのです。

問 土佐を出発する前に森近にやった葉書に、「新宮に立ち寄って今後の相談をする」とあるが、大石と何か相談するつもりであったのか。

答 さようです。今後のやり方について相談するつもりでした。

問 大石方から森近にやった葉書に、「今後のことをいろいろ緑亭君と相談」とあるが、どうか。

答 私は大石と、主として金銭問題について相談したのです。雑誌を出すことや、私の生活上のことなどを相談したのです。

問 政府に対する反抗手段についても相談したのであろう。

答 私は、政府の迫害に対して反抗せねばならぬということを何人にも申し立てましたが、大石と別に具体的な相談をした覚えがありません。

問 新宮滞在中、峯尾節堂、成石平四郎、高木顕明、崎久保誓一らに革命の話をいたしたであろう。

答 それらの人に対しても、政府の迫害には反抗せねばならぬということは申し立てましたが、当時私の意中には具体的な計画があったわけでもありませんから、それ以上のことは話しておりません。

問 新宮滞在中に夜分、大石と熊野川に舟を浮かべて遊んだことがあるか。

答 さようです。

問 その舟に誰々が乗っていたか。

答 私と大石と船頭とだったと思います。ほかに乗っていた人があったかどうか、記憶がありません。

問 その船中で、大石と爆裂弾の製法について研究したのであろう。

答 研究したというごとはありませんが、私は大石に爆裂弾の製法を知っているかと尋ねましたところ、大石は知らぬと答えました。

問 そのとき革命の話が出て、それに必要だというので製法をきいたのではないか。

答 私は革命をやるにしても、またストライキをやるにしても、場合によっては爆裂弾が必要だと思ってきてみたのです。

問 其方は大石から英書の百科辞典を借りて、爆裂弾の製法を調べてみたのではないか。

答 大石宅に百科辞典がありましたから、ちょっと調べてみましたが、わかりませんでした。

この予審調書の結果は以下のとおりである。

大石への相談はお金の話であった。

峯尾節堂、成石平四郎、高木顕明、崎久保誓一には「政府の迫害には反抗せねばならぬということ」だけ、それ以上の話はしていない。

船遊びでは、大石の他に人がいたかは記憶がない。

私は大石に爆裂弾の製法を知っているかと尋ねましたところ、大石は知らぬと答えた。

（2）大石誠之助予審調書

【43/7/16予審第5回】

問 幸徳は明治四十一年夏頃、既に暴力の革命を主張して居たのではないか

答 幸徳は直接行動の必要かあるとは申して居りましたか、其頃は未だ暴力の革命説は唱へて居なかつた様です

【43/10/15予審第11回】

問 明治四十一年七月中、幸徳か土佐より上京する途中、其方宅に立寄つたことは相違ないか

答 相違ありません 七月中旬に来て、七月末迄滞在したと思ひます 是迄月日の事を能く記憶して居なかつたから、或は申立か誤つて居る点があるかも知れませぬ

問 其際は錦輝館赤旗事件の後であるから、幸徳は既に暴力革命の意見を持つて居つたではないか

答 或は左様であつたかも知れませぬ、幸徳か明かに、其際暴力革命の話を致した事は私の記憶に残つて居りませぬ

問 其際、夜分、幸徳と共に熊野川に舟を浮へて、遊んだことがあるか

答 あります 一夜夕食後、熊野川に舟を浮へ、七、八丁も遡つて遊んで歸りました

問 幸徳は其舟中に於て、暴力革命の話を為し、爆裂彈製造の方法を其方に尋子たてはないか

答 幸徳か私宅に滞在中、東京の何人よりか、手紙か参りました處、其を見て、赤旗事件の爲めに同志の入監するもの多く、東京には今同志者の中心となるべき人かないから、早く上京せしはならぬと言ふて居りました 爾して、舟遊をした時は別に暴力革命の話はなかつたのですが、爆裂彈は如何して造るものであらうかとの質問を出しましたから、私は爆裂彈に付ては一同に知る譯かないと答へたのです 其翌日かと思ひますが、私は幸徳に向ひ、英書の新萬国百科辞典があるから、調べて見よと言つて、夫れを貸したるに、幸徳は、一、二ヶ所見た様ですか、要領を得なかつた様に思ひます

問 併し、舟中にて革命談か出て夫れより爆裂彈の話に移つたのではないか

答 勿論、突然、爆裂彈の話が出たのではありませぬ 露国杯の革命の話か出て、夫れに引續ひて、爆裂彈の話が出た様に思ひます 實は、其際は主義者以外の人も居り、幸徳も之に憚つて、自己の計画し居る事は言ひ出し兼ねたのではない

かと思ひます

問 其舟の中には、主義者は居なかつたか

答 高木顕明は居たかと思ひますか、他は一向に覺へて居りませぬ 五、六人は居た様に思ひます

問 併し、新宮滞在中、幸徳は革命に付ての話を致した様に思はるるか、如何

答 淨泉寺に於て、談話會のあつた時、幸徳か革命は政府に責任がある、何れの革命を見るも、政府か挑発した様な傾かあると云ふ話を致して居りました 尚、幸徳か私宅に滞在中、高木、成石、峰尾等は度々出入しましたから、幸徳より革命談は聞ひて居るたろうと思ひます 夫れか為めに、四十二年一月中、私か同人等と呼んで、幸徳の暴力革命説を話した時、同人等か直に夫れに應じたのであらうと思ひます

問 幸徳か高木、成石、峰尾等に革命談を話したとすれば、其方にも夫れを話すへき筋合てはないか

答 左様な筋合てですか、私は業務の方も忙しかつたから、幸徳の私宅に滞在して居る當時は革命の事に付ては、深く聞きませぬでした 高木、成石、峰尾等と雖も、幸徳より具体的の話を聞ひたのてはなく、只革命説と聞ひた為、人に自然革命に興味を持つ様になつたのであらうと思ひます

問 幸徳は、其方宅滞在中、赤旗事件に付て、入監したる者の為めに、吊合戦をするとは云はなかつたか

答 左様な事は申しませぬでしたか、當時、熊本評論、其他社會主義の雑誌には、赤旗事件に関する政府の處置に付、憤慨したる説も出て居たのです 幸徳も政府の迫害か甚たしいから、何とかせねはならぬと申して居りましたが、其時は別に如何なる事をすると言ふ話はなかつたのです

【43/10/21予審第12回】

問 同年七月中、幸徳は上京の途次、被告方へ立寄つたか

答 左様です 七月中旬に參つて、七月末か八月月上旬迄、滞在しました

問 幸徳は、赤旗事件の善後策の為に上京したのか

答 幸徳は、赤旗事件に対する政府の處置に憤慨して、上京する模様でしたか、善後、處分に就て私に具体的に話した事はありません

問 幸徳は赤旗事件入監者のために弔合戦をするとか、復讐をするとか言はざりしか

答 左様な事は申しませぬ 只、何とかせ子はならぬとは言ふて居りました

問 何とかせ子はならぬと云ふのは、政府に對して復讐すると云ふ意味ではないか

答 私は入監者の家族杯を救助したり、又入監者へ差入すると云ふ事であると思ひました 尤も、幸徳は、自分か中心と為つて、同志の連絡を取ら子はならぬと言ふて居りました

問 其際、夜分、被告は幸徳と共に熊野川に舟を浮へて遊びしか

答 左様です

問 幸徳は舟中で、暴力革命を起こさ子はならぬから、爆裂彈の製造法を知り度ひとは言はざりしか

答 具体的の話ではありませんが、幸徳は革命の時には爆裂彈に要るが、其製法を知らないかと申しましたから、私は知らないと言ひました

問 其際は、其方と幸徳と船頭のみ居つたのではないか

答 私と幸徳の外に、其舟を貸して呉れた人も居つたと思ひます 高木か居つたと云ふ事は不確です

問 幸徳か被告宅滞在中、新宮の同主義者か訪問したであらう

答 左様です 成石平四郎、高木顕明、峯尾節堂、崎久保誓一、等か訪問しました

問 幸徳は其人等に對して、暴力革命説を説きしか

答 左様に思ひます 成石、峯尾、高木、崎久保等は、其時より以来、革命と云ふ事に趣味を持つて、常に話して居つた様です

大石誠之助の予審調書を要約すると以下のとおりである。

幸徳が高木、成石、峰尾、高木等に暴力革命の話をしたかは変遷してい

る。最終で暴力革命を話をしたことになった。大石は、英書の新萬国百科辞典があるから、貸したが、幸徳は、見たがわからなかった。

船遊びに大石以外の者がいた。爆裂弾の製造法をきかれ、知らないと答えている。

（3）成石平四郎予審調書

【43/7/3 聴取書】

問 其頃被告は幸徳次次郎と交際し居りたりや

答 知りません 明治四十一年夏頃、同人が土佐の兄の家より来たとして新宮へ参り大石方に泊つて居り私は大石方へ参つて初めて面会致しました

問 其際社会主義の話又は実行の手段等を話さざりしや

答 話は出ましたが実行する手段等の話は何も出せなんだ 只た、ぱん略取の翻訳したものを持つて来たと申して居りました

問 夫は「くろほときん」著のぱんの略取か

答 仰の通りです

【43/7/6 聴取書】

我国が何千年来、皇統連綿として居る事を誇りとし、一般人民が皇室を尊敬する迷夢を醒して遣ら子ばならぬと云ふ事は、四十一年夏、幸徳秋水が新宮に来たとき聞きました

【43/7/14予審第1回】

問 幸徳か明治四十一年夏、新宮に参つた時面会致したか

答 左様です 明治四十一年度赤旗事件の後に幸徳は高知より上京するの途次、新宮に來り十日許り大石宅に滞在しました 其際、一、二度面会しました

問 其際幸徳より社会主義の話を聞ひたか

答 聞きました 幸徳は是迄別に秘密出版と言ふ事も行はず、公然新聞雑誌等て伝

道して居たが、斯る伝道方法は赤旗事件で一段落を告げたと言はねはならぬ、
今後は秘密出版によつて伝道せねはならすと申して居りました

問 其際幸徳は直接行動の話をしては居なかつたか

答 幸徳は何時迄も言論や文章で済む訳のものではない、何れの国の革命も平和的に成就した事はないから結局は暴力の革命に訴へねはならぬ、去り乍ら社会主義者か暴力の革命を起さんとしても一方に政府は軍隊なるものを持つて居るから、之と戦つて容易に勝つ事は出来ぬ、就ては先づ軍隊に社会主義を注入せねはならぬか、夫れは入営前の人に向つて伝道するの外、道はないから其方法を採るの必要かあると言ふて居りました

問 幸徳は其際既に暴力の革命の機運に向つて居るとは言はなかつたか

答 左様には申しませぬでしたが、結局は暴力の革命を以て解決せねはならぬと申して居たのです

【43/10/22予審第3回】

問 錦輝館赤旗事件の後明治四十一年七月頃幸徳と新宮に於て面会したか

答 左様です

問 其際幸徳は暴力革命説を唱へて居た事は相違ないか

答 具体的に革命を計画して居ると云ふ話は聞きませぬ 議論としては色々革命の話が出ました

成石平四郎の予審調書では、幸徳は暴力革命の話をしてしたが、具体的な計画はない。

（４）高木顕明予審調書

【43/7/7聴取書】

成石と熊本に居る大石の甥と居り、峯尾も次て来りました 幸徳は言語や文章を以てすへき時機にあらず、直接行動すへき時なりと言ひ居りました

【43/7/14予審第1回】

答 明治四十一年夏東京に於て赤旗事件が起り、社會主義者の入監するもの多数にて、幸徳傳次郎は土佐より上京の途次、大石方に立寄り、兩、三日滞在しました 其際、私は一度大石方に参つて、幸徳に面會致しました 幸徳は最早言論や文章を以て主義の傳導を為すへき時ではない、直接行動を為さねは到底目的を達することは出来ない米国の如きも貧富の懸隔が甚たいから、大に主義者が運動して居る露西亜の同志すら米国に参つて運動して居る様な次第であると言ひ、其夜淨泉寺に於て幸徳の爲めに談話會を開きたるときも幸徳は矢張り同様の説を主張して居りました 私は幸徳の説を聞ひて、益々社會主義に熱心になりました

【43/10/22予審第3回】

答 幸徳は明治四十一年七月、赤旗事件の其後、處分の爲、上京する途中、新宮に立寄り政府の迫害が甚しく、筆や口では駄目だから、反抗的態度を探ら子にならぬと言ふ様な話を致したと思ひます 尚ほ、其時、米國の社會主義者の話をしました

高木顯明の予審調書では、幸徳は直接行動の話をしていた。暴力革命ではない。

（5）峯尾節堂予審調書

【43/7/6調書】

答 全年七月頃、幸徳が土佐より来たとして大石方へ立寄り、拾日程滞在し居り、私は依然東京にて面會し居るのみならず、全主義者のこととして二回面會しました 其一度面會のとき、大石方へ尋ね行きたるに、成石、及石橋落笛、高木の三人が居合せ、大石も居り話を致しました 其時、幸徳は主義の目的を達するには矢張り暴力を以てせねばならぬとの話でした 幸徳は主として大石に話し大石

は幸徳の言に和し、実に暴力革命の時機であると言って居りました 列席の一同も皆賛成して居りました

【43/7/12予審第1回】

問 四十一年夏、幸徳が大石宅に滞在中、同人に会ったか。

答 会いました。

問 そのとき幸徳から、暴力革命について聞いたか。

答 聞きました。幸徳は社会主義者に対する政府の迫害が甚だしいから、もはや筆や口では目的が達せられない。どうしても暴力の革命が必要だと申しました。そのとき、成石平四郎、高木顕明もいて、幸徳の話をきいておりました。

【43/10/22予審第4回】

問 大石誠之助は明治四十一年夏頃以来、政府の迫害が甚だしいから、筆や口では駄目だ、暴力革命を遣らねば不可と主張して居るか

答 幸徳が赤旗事件の後、其善後、處分、及「麵麴の畧取」の出版の爲め、上京する途中、新宮に立寄り、近来政府の迫害が甚だしいから、筆や口では駄目だ、暴力革命を要すると言って居りました 其以来、大石も同様の事を申して居りました

峯尾節堂の予審調書では、幸徳は暴力革命の話をしていた。しかし、具体性のあるものではない。

(6) 崎久保誓一予審調書

【43/7/5調書】

問 大石の手紙は幸徳の来りたることを書してありたるならん、如何

答 はがきにて幸徳が来たから遊に來れとの文面でありました

問 大石方へ来りたる中、居合したる人名、如何

答 幸徳と大石とだけで他の人には、面会致しませんでした

問 其際、幸徳は何れより来りたるとの話なりしや

答 土佐より来たとの話でした

問 其際、同人は「くろぼときん」の著の翻譯を持ち居りたるならん、如何

答 仰せの通り、ぱんの畧取の翻譯を以て居りました

問 其際、幸徳の話は如何

答 暴力にて革命すると言ふが如き話は少しも出ません 單に主義の歴史の話でありました

問 証人は虚言を申立て居るに相違なし、如何

答 左様ではありません

問 去とも、大石方へ寄寓前、既に大石、成石より前陳の通り極端なる話を聞きながら、寄寓中、聞かざる筈なし

答 寄寓中には聞きませぬが、實際は昨年二月頃、大石方で前陳述の露国的暴力を以て革命をすると言ふ話を聞きましたとき、大石の話に幸徳は天皇を暗殺するのは本意であるが、警衛堅固で不可能である故に、先、大臣を暗殺すれば革命が早く出来るから大臣を暗殺する決心であると云て居ると語られました

問 夫は大石が何処にて幸徳より聞きたることか

答 其頃、大石は東京に行き、幸徳、其他同志の者と親しく話をして帰って来たときのこととして、大石は東京で幸徳より聞いて来た話でありました

問 左すれば、前陳大臣暗殺の外に種々の話ありたるにあらずや

答 其外には暴力の話はありませなんだが、労働者を説て自覚せしむる必要があると幸徳が申して居るとの話もありました

問 天皇を如何するとか言ふ話出たるにあらずや

答 左様の話は出ませなんだ

問 其話を聞きたる際、居合したる人名、如何

答 成石平四郎は居りました

問 高木、峯尾、兩人は如何

答 来つて居ったようには思ひますが、確かには答られません

問 実行に付ては如何なる人々が其衝に当る話なりしや

答 一々人名は申しませなんだが、他にも決死の者があれば、共に決行すると幸徳が言ふて居るとの話でありました

問 如何なる時機に如何なる方法にて決行するとは申さざりしや

答 左様の点に付ては、話がありませなんだ

問 其後、爆裂彈製造のことを聞きたるならん、如何

答 左様のことに付ては何も聞いたことがありません

問 実行の機会、及方法等を聞かざる筈なし、如何

答 聞きません

【43/7/7聴取書】

四十一年夏、幸徳が大石方に来りし時 大石から幸徳が来たから遊びに来れとの手紙が参りしに付、幸徳を訪問し、二、三時間面談致しましたが、其時、幸徳は社會主義の歴史を説き、世界の形勢は益々過激になりつつある、我國に於ても其傾向があり、今は言論傳導の時期に非ずして直接行動の時代であると申しました

【43/7/9調書】

問 明治四十一年夏、幸徳傳次郎が大石方に来り滞在中證人は、幸徳に面會せん為め、大石方に幸徳を訪ね、同人の話を聞き、如何に感じたるや

答 幸徳より種々話を聞き、如何にも左様であると思ひ、夫れを信念する様になりました

問 其頃、大石の説、如何

答 同人も矢張、幸徳と同様で、直接行動を取らねばならぬと私共へ話されて居りまして、私は主として大石の感化を受け、信念を確めたのであります

【43/10/22予審第2回】

問 明治四十一年七月中、大石宅に於て幸徳傳次郎に面會したのか

答 左様です

問 幸徳は其際、暴力革命を主張して居たではないか

答 幸徳は筆舌傳導は駄目である、総同盟罷工、又は暴力革命等、直接行動を探ら
子ばならぬと申して居りました

問 大石も其頃以来、暴力革命を主張して居たか

答 左様です

問 暴力革命と云ふのは腕力、又は武器を以て政府を倒し皇室をも倒すと云ふ事では
あるか

答 さようす 理論上は政府を轉覆し、皇室をも倒すと云ふ事になるのです 併
し、幸徳、大石等は其時は皇室の事は話さなかったと思ひます

崎久保誓一の予審調書では、幸徳の話の内容が変遷している。最終的に
直接行動に暴力革命が追加されている。ただ、天皇に対するテロについて
は、何もっていない。

6) 証拠からわかること

(ア) 幸徳が何をいていたか

幸徳が、大石、成石平四郎、高木顕明、峯尾節堂、崎久保誓一に会った
時の話の内容が一致していない幸徳秋水は、「反抗」の必要性のみを訴え
ている。

新宮グループは、バラバラであり、

①直接行動のみ…高木

②暴力革命も……峯尾、成石

③大石、崎久保の供述は変遷し、最後に暴力革命が付加されるが、しか
し、話は抽象的で具体性がない

一致しているのは、天皇に危害を加えるテロの話、そして爆裂弾の話は
でていない。

(イ) 熊野川の船遊びでの幸徳の言動

船遊びの参加者が確定していない。大石以外の者がいた可能性がある。

大石は幸徳に、爆裂弾の製造法をきかれ、知らないと答えている。これも経過からみて不自然である。前に百科事典を幸徳に貸したが、でていなかったからである。それをわざわざ、船遊びの場で、他者のいるところでオープンでの会話があるとは考えられない。

(ウ) 予審調書のまとめの誤り

崎久保の予審調書のまとめで、

「大石も亦其頃より幸徳と同様の説を唱へ一屋々露国的革命を起すの必要ありと申し居たるを以て現政府を願覆し大逆罪を犯すことも亦其説明中に包含し居るものと思ひ居たり、」

とされている。

崎久保の供述は、

問 暴力革命と云ふのは腕力、又は武器を以て政府を倒し皇室をも倒すと云ふ事であるか

答 さようです 理論上は政府を轉覆し、皇室をも倒すと云ふ事になるのです 併し、幸徳、大石等は其時は皇室の事は話さなかったと思ひます
とのべているだけ、であり、この要約は誤りである。

7) 判決の事実認定の誤り

第二「誠之助は其反抗の手段に付て特に傳次郎と議する所あり」は、事実に反する認定である。幸徳秋水と大石誠之助そして新宮グループの間には、革命（内乱）の談義がなされただけで、「反抗の手段について」具体的に「議論」をしたことはない。ましてや、天皇に対するテロの話はでない。天皇に対するテロは幸徳秋水も考えていない。

（2）明治41年11月13日の宮下の手紙送付について

1）判決の事実認定

第一 その後太吉は内山愚童出版の『入獄記念・無政府共産』と題する暴慢危激の小冊子を携え、東海道大府駅に至り、行幸の鹵簿を拝観する群集に頒与し、且つこれに対して過激の無政府共産を宣伝するや、衆みな欣聴の風あれども、言一たび皇室の尊厳を冒すや、また耳を籍す者なきを見て思えらく、帝国の革命を行わんと欲すれば先ず大逆を犯し、以て人民忠愛の信念を殺ぐに若ずと。ここに於て太吉は爆裂弾を造り大逆罪を犯さんことを決意し、明治四十一年十一月十三日その旨を記し、且つ一朝東京に事あらば直ちに起てこれに応ずべき旨を記したる書面を運平に送り、運平はこれを伝次郎に示し、且つ太吉の意志強固なることを推奨したるに、伝次郎はこれを聴き喜色あり。

2）事実認定の証拠の表示

【宮下太吉の予審調書】

「同年十一月三日入獄記念無政府共産と題する小冊子の送付を受け、これを一読するに頗る過激なる字句を羅列し、皇室を尊崇するの迷信なることを説明しありしため、益々皇室を輕侮するの念を深くするに至りたり。明治四十一年十一月十日、至尊の東海道大府駅を通御せらるゝに当り拝観の群衆に対し、小冊子無政府共産を配布し、無政府主義の伝道をなしたれども、事苟も皇室に関するときは一人の耳傾くる者なし。吾国民にして斯くまで皇室を尊崇する以上は到底普通的手段によってその迷信を打破するの不可能なることを感知し、竟に爆裂弾を造り大逆罪を犯さんとの覚悟をなし、同月十三日、右の顛末及び覚悟並びに東京に事あらば直ちに起て実行に加わるべき旨を書認め、森近運平に郵送したり。」

【森近運平の予審調書】

「同年十一月中、宮下太吉の寄越したる書面中、同人は東海道大府駅に於て至尊の通御を拝観せる群衆に対し、無政府共産主義の説明をなしたるも、苟も事皇室に關するときは一人として耳を傾る者なし、是れ畢竟皇室に対する迷信に基くものなればこの迷信を打破せんがため、爆裂弾を造り大逆罪を敢行せんと決心したり。よつて東京に事あらば、何時にても出京し実行に加はるべき旨を記載しありたり。被告はその書面を幸徳に示し、宮下は剛膽なる男にて斯様の計画をなし居れりと告げたるに、幸徳は内山愚童入獄紀念無政府共産主義の反響なりと申し大いに喜び居たり。」

【幸徳秋水の予審調書】

「同年十一月中、森近運平より宮下太吉の書面を示されたることあるは相違なきも、森近の申立る如く、其書面中に東海道大府駅に於て至尊の通御を拝観する群衆に対し、皇室の尊敬するに足らざることを説明したるも、一人として耳を傾る者なかりしを憤慨し、遂に爆裂弾を造り大逆罪を犯さんとの決心をなしたる旨記載しありやは記憶せず。然れどもその旨記載しありしならば、被告は定めを喜びたるならん。」

3) 証拠とされる予審調書

宮下太吉の【43/6/4 予審第1回】【43/7/27予審第20回】【43/10/20予審第21回】

森近運平の【43/7/7 予審第5回】【43/7/26予審第7回】【43/7/28予審第8回】

【43/10/21予審第13回】

幸徳秋水の【43/7/8 予審第7回】【43/7/16予審第8回】【43/7/28予審第10回】

【43/10/17予審第13回】

4) 証拠から検討すべき問題点

ここでは、

- ①宮下太吉が森近に手紙を書いて送ったか
- ②森近が手紙を幸徳に見せたか

③幸徳が喜んだかということである。

5) 各予審調書の詳細と変遷

(1) 宮下太吉・予審調書

【43/6/4 予審第1回】

問 社会主義を奉ずるようになってから、幸徳の著述を読むようになったのは亀崎工場にいる間か。

答 さようであります。その間に日本文の同主義に関する著述はかなり読みました。そのうち内山愚童の著で、錦輝館赤旗事件記念出版の本には非常に感心しました。

問 いかなることを感じたか。

答 その本にはすべての迷信を打破せよと説いてあります。第一に小作人が地主に小作料を納めるのはどういうわけであるか。地主は自然に存在する土地を強奪したのに過ぎない。その地主に日夜はげんで得たものを納めるというのは、つまり地主に対する迷信からである。第二にはなぜ政府に納税しなければならぬか。政府などは別に設けておかなくとも、人間は自然に相助け合って生存してゆくのが道理であるから、政府はなくてもよろしい。従って納税をする必要はないのに、これをやらなくてはならぬと考えるのは、やはり迷信である。第三に壮丁は兵隊に出なければならぬというのはどういう理由によるのか。無政府共産主義というのはひとり日本ばかりでなく、欧州では第一にフランス、第二にロシアのように、早晚無政府共産主義の革命が起るべき徴候がある。だからやがて世界中みなこの主義になれば、戦争などというものはなくなり、兵隊などは不要になる。それを、兵隊にゆかなくてはならぬと思うのも、一つの迷信であるというのであります。私はこの説を信じまして、そのことを亀崎地方の人に説いてみたことがあります。すると政府の役人などを攻撃したときには誰もそれはそうだと賛成いたしますが、天皇のことになると、みな我国は他国とその国体を異にするとか、皇統連綿の天皇は神だとか申して、私の言うこ

とに承知いたしません。それで私は、天皇もわれわれと同様に血の出る人間だということを示して迷信を破らなくてはならぬ、天皇を斃さなければならぬと決心いたしました。

問 その決心をしたのはいつ頃か。

答 一昨年十一月十日です。

問 どうして日まではっきりしているのか。

答 その日天皇が関西に行幸になり、東海道大府駅を御通過になりましたので、私もその駅に出て亀崎の人々に私の抱えている老えを説いてきかせたのですが、少しも効果がありません。これに反して、警官などが御通行について注意をあてているのを見ると、みな従順です。そこで私は只今申上げたような決心をいたしました。

問 その決心を実行するについて、どんな方法をとるつもりだったのか。

答 警固が厳重ですから普通的手段では駄目だと思いましたから、爆裂弾をつくって馬車に投げるつもりでありました。

問 その爆裂弾はどういう方法でつくるのか。

答 それは国民百科辞典を調べたり、私と同じ工場にいた職工の徳重というものから火薬の分量などをきいてつくりました。

【43/7/27予審第20回】

問 同年十一月十三日、森近へやった手紙にはどんなことが書いてあったか。

答 十一月十日に大府駅で天子の通行するのを見、そこに集まっていた群衆に社会主義の伝道をしたがいっこうに効力がなく、また警察官が天子通行の道筋の二丁以内で農業を禁止し、そのほか個人の業務にも干渉して甚だ不都合だと感じたから、自分は爆裂弾をつくって天子を斃す決心をしたという趣意をしたためて送りました。

問 その手紙には暴力革命ということは書かなかったか。

答 特に暴力革命ということは書きませんが、東京で何か計画があれば、いつでも

出京してその実行に加わるから通知してくれと書き添え、なお四十二年の一、二月頃には上京するから、委細はそのとき話すということも書きました。

問 東京で何か計画があれば出京して実行に加わるというのは、暴力の革命でも起すならばという趣旨か。

答 さようであります。

問 其方が爆裂弾をもって至尊に危害を加えようと考えていたのは、暴力革命の一部を実行しようとしたのか。

答 さようです。多数の決死の士と金があれば大仕掛に暴力革命をやりたいという考えはその当時からもっておりましたが、とても多数の決死の士の集まる見込みもなく、また金策もできませんから、まず革命の一部として、天子だけを斃すという考えを持ったのです。

【43/10/20予審第21回】

問 其方が爆裂弾をつくって至尊に危害を加えようとしたのは、いつ頃か。

答 私は明治四十年以来亀崎地方の人々に社会主義を説いてきましたが、政府や役人などについて話すときには社会主義を納得してくれるようでしたが、皇室に関することをいうと、我国は外国とは国体が違うとか、皇統連綿であるとか申して私の説に耳を貸しません。それで私は社会主義を実行する上でこれは困ると思い、漠然と皇室を倒さねばならぬと考えておりましたが、四十一年十一月十日、天子が大府駅を通過されるということでありましたから、私も同所へゆき、『無政府共産』という小冊子を拝観の群衆に配り、前同様の説明をいたしました。やはり人々は皇室のことになると、私の説にいっこう耳を傾けようとしないのです。そして警察官が天子の通行する道筋の二丁以内で農業することができないという触を出せば、人々は喜んでそれに従うのでした。それで私は、我国の人々はこのように皇室に対して迷信をもっているのだから、とても社会主義を実行することはできない。そこでまず爆裂弾をつくって天子に投げつけ、天子も我々と同じく血の出る人間であるということを示し、国民の迷信を破ら

ねばならぬと覚悟いたしました。

問 同年十一月十三日、森近に右の決心を通知したのか。

答 さようです。私は爆裂弾をつくって天子を斃し、国民の迷信を醒まそうと決心したので、そのことをくわしく書いて森近に送ったのです。なおその書面には、東京で事があれば出京してその実行に加わるからと書き添えました。

問 事があれば云々というのは、やはり革命運動でも起ればという趣意か。

答 さようです。

問 森近は其方の手紙を幸徳に示し、幸徳または森近から返事がきたのではないか。

答 いずれからも返事がきませんでした。それで私は多少不満に思いました。

要約

宮下が森近に私は爆裂弾をつくって天子を斃し、国民の迷信を醒まそうと決心したことを書いて森近に送った。その書面には、東京で事があれば出京してその実行に加わるからと書き添えた。

宮下太吉は天皇へのテロを考え、その考えを森近運平に手紙で知らせたことは事実である。返事はなかった。

問題はそれを森近、幸徳がどのように考えたかである。

（２）森近運平・予審調書

【43/7/7 予審第5回】

問 而すると明治四十一年十一月十日頃は被告が単身にて巢鴨の幸徳の家に同居して居る時期になるな、

答 左様夫れに相違ありません。

問 其十一月十三日附にて宮下太吉より去る十日の日に東海道大府駅に出て無政府共産と云ふ小冊子を停車場附近の群衆に配布して伝道を試みたが効果が無つたと云ふ手紙が来たろうが如何、

答 成る程左様の事を書いた手紙を其当時宮下から受取りました。

問 同手紙の中に斯くの如く効果がなひ以上は爆裂弾を使用して迷信を破るために天皇を斃すと云ふ事を書いて寄越したろう。

答 私は其当時衣食住に迫はれて居て手紙の内容は能く覚えて居りませぬが其手紙を破つて捨て様に記憶して居りますから何れても過激の事は書てあつた様に思ひます。

問 其過激と云ふのは只今申聞けた様な主題の事では無つたのか、

答 左様でしたろうが能くは記憶して居りませぬ。

問 宮下の所に数十部無政府共産と云ふ小冊子を送つた者があるそーだが夫れは被告ではなひか、

答 夫れは愚童自身が送つた様に聞て居ります。

問 被告は宮下から受取つた其手紙に対して返書を出したか、

答 私は返書は出さなかつたと思つて居ります。

問 何故出さなかつたのか、

答 何故出さなかつたのか其理由は能く覚えて居りませぬ。

問 人から手紙を寄越した時には其手紙に対して主題を賛成するか否定するとか云ふ事を出すべき筈のものではなひか、

答 天皇を斃などと云ふ事は容易に出来る事ではなひと思つて居りましたから夫れに対しては格別返事を与へなかつたのです。

問 被告は宮下から左様な過激の事を云つて来た事を其当時幸徳に咄したろうね如何、

答 幸徳には咄しましたです。

問 菅野には如何、

答 咄しましたです。

問 幸徳に被告が其咄をした時には幸徳は如何なる事を云つて居たか、

答 教育の少ひ労働者は短気でそんな事をするものだとか云ふ様な事を申して居りました丈で、宮下の拳には賛成とも不賛成とも云ひませぬでした。

【43/7/26予審第7回】

問 宮下は明治四十一年十一月十三日付を以て其方に手紙を寄越したであろう、

答 左様です手紙を寄越しました。

問 其手紙には明治四十一年十一月十日大府駅にて至尊の通御を拝観せる群衆に向ひ社会主義の伝道を為したるに何等の効果なかりしを以て之を憤慨し爆裂弾を造つて至尊に危害を加へる決心を為したる旨認めありしにあらずや、

答 能く考へて見ると左様な事が書いてありました、夫れで私は宮下は豪い決心を持つて居る男じやと思ひました。

問 其方は右宮下の手紙を幸徳に示したか、

答 左様です其手紙を幸徳に示しました、私は豫て宮下の事を幸徳に話して居たのですが右手紙が来たから夫れを幸徳に示して、宮下は確りした人物にて斯様な決心をして居ると申したるに幸徳は大に喜びました。尤も私は幸徳に對し今至尊に危害を加へると云ふ事は主義の爲め不利益ではあるまいかと話したのです。

【43/7/28予審第8回】

問 同年十一月十三日付宮下の手紙の中に東京に於て何か事があるならば何時にても出京して其实行員に加はるから通知して呉れよとの事が書ひてあつたてはないか

答 其様な事が書ひてあつたかも知れませぬが私は其辺を能く記憶して居りませぬ

問 其方より幸徳の暴力革命説を通知し夫れに對して宮下か何か事のある時は出京して実行に加はると申して寄越したのではないか

答 能く覚へませぬ

【43/10/21予審第13回】

問 同年十一月十三日付を以て宮下より手紙が来た事は相違ないか

答 相違ありません

問 其手紙には亀崎地方にて社会主義の傳道を為し尚十一月十日大府駅にて 至尊通御の拝観人に傳道したるに人民は自分か政府又は官吏等に関し説明すれば人民も之に同意するか 皇室の事になると皆我国は外國とは国体か違ふとか或は皇統連綿であるとか申し一向に自分の説に耳を傾けない之は人民か 皇室を迷信して居るからである依つて爆裂彈を造り至尊に危害を加へ其迷信を醒すと言ふ様な事が書ひてあつたか

答 宮下は餘り文字のない男ですから左様に詳細には書いてなかつたのですか御申聞けの様な趣意は書いてありました

問 尚其手紙には東京に於て革命運動が起れば通知して呉れよ何時でも出京して実行員に加はると言ふ事も書添へてあつたか

答 夫れも書ひてありました

問 其手紙を幸徳に示したか

答 左様です私は宮下は豪い決心ある男と思ひ宮下の手紙を幸徳に示し宮下は確りした人物にて斯様な計画を為して居ると話したるに幸徳は内山愚童の無政府共產の小冊子の反響が直く來たと申し非常に喜んで居りました

森近が宮下からの天皇へのテロを考えているとの手紙を受け取り、幸徳に示したことは認められる。

幸徳がどのようにいったかには、供述の変遷があり。

当初は、①教育の少ひ労働者は短気でそんな事をするものだと言ふ様な事を申して居りました丈で、宮下の拳には賛成とも不賛成ともいわなかった。

②幸徳は大に喜びました。

と変化している。

「東京に於て革命運動が起れば通知して呉れよ何時でも出京して実行員に加はる」と書いてあったということも当初は否認していたが、最終になって認める。そして、幸徳はそれについても「おおいに喜んだ」ということになっている。

(3) 幸徳秋水・予審調書

【43/7/8 予審第7回】

問 其方は明治四十三年二月平民社で宮下に会う前から、宮下の名前は知っていたのであろう。

答 四十一年九月か十月、森近運平が上京したとき、同人から宮下という名はきいたと思います。

問 同年十一月中、森近から、宮下名義森近宛の手紙をみせられたことがあるか。

答 あったかも知れませんが、よく覚えておりません。

問 その手紙に、宮下が至尊御通行の際拝観の人に皇室を尊敬するいわれがないということを説いたが、群衆はいつこうに耳を傾けようとしないので憤慨し、爆裂弾をつくって至尊に危害を加えようと計画したということが書いてあったそうだが、どうか。

答 そのような過激なことが書いてあったものなら多少記憶に残っているはずですが、何の記憶もありませんから、あるいはその手紙はみなかったかも知れません。

問 同年十二月中管野は、其方から、宮下が爆裂弾をつくって至尊に危害を加える計画であるということをきいたと言っているが、どうか。

答 よく記憶しません。

【43/7/16 予審第8回】

問 四十一年十一月中宮下が森近に、爆裂弾をつくって至尊に危害を加えるという手紙をよこし、その手紙を森近が其方に示したであらう。

答 宮下の手紙を森近から見せられたことはありますが、その文章は覚えておりません。当時森近から宮下はしっかりした人物だということはきいておりましたが、私は会ったことはありませんから、ふかく意にも留めなかったのです。

【43/7/28 予審第10回】

問 同年十一月十三日付の宮下の手紙に、東京で何か事あるときに出京して実行に加わるから知らせてくれと書いてはなかったか。

答 よく覚えておりません。

問 森近は同年十一月中、平民社で、大石と其方から、爆裂弾をつくって諸官省を焼き払い、二重橋に迫るという相談をうけたと申しているが、どうか。

答 私は森近に、いつ、どこで、そのようなことを言ったかはっきり記憶ありませんが、森近がそのように申すのなら、あるいはそうだったかも知れません。

問 森近は、至尊に危害を加えるのは主義のために不利益であるとの説だったのか。

答 よく覚えておりません。

問 森近は一旦其方らの計画に同意していたが、後に自分には親も妻子もあるから実行に加われないと言わなかったか。

答 そのようなことがあったかも知れませんが、よく覚えておりません。

【43/10/17予審第13回】

問 宮下太吉は、四十一年中其方に手紙をやったと申しているがどうか。

答 さようなことはないと思います。

問 同年十一月十三日付で宮下から森近にきた手紙を、見せられたであろう。

答 宮下から森近によこした手紙は一、二回みせられたようにも思いますが、記憶しておりません。ただ森近から、宮下はしっかりした人物だということは聞いております。

問 森近は、その手紙には宮下が大府駅で至尊の通御を拝観している群衆に向って社会主義の伝道をしたが、少しも効果がなかったので憤慨し、爆裂弾をもって至尊に危害を加えるという決心をしたと書いてあって、それを幸徳にみせたら、幸徳は、大いに喜んでいたと申しているが、どうか。

答 どうも覚えがありません。もしそのようなことが書いてあったら、私は喜んででありましょう。

問 なお宮下の手紙には、東京で何か事が起れば実行に加わるから通知してくれと

書いてあったそうだが、どうか。

答 覚えておりません。

幸徳は、一貫して、手紙を見せてもらったことすら「記憶にない」としている。また、手紙の内容も「記憶にない」としている。天皇へのテロは重要なことである。しかし、幸徳はほとんど記憶していない。これは幸徳が天皇のテロは考えていなかったことになる。幸徳は、手紙を見たとしたらという仮定の質問に、「もしそのようなことが書いてあったら、私は喜んだであらうでしょう。」といわされている。

6) 証拠からわかること

宮下の手紙自体が存在しておらず、その内容は明確ではない。森近は手紙をもらったこと、幸徳に見せたことは認めている。幸徳の反応について森近の供述が転々としている。

幸徳は、

- ①見せられたことを「記憶にない」と否認
- ②見せられたかもしれないが、内容は「記憶にない」と否認
- ③見せられたとしたら「喜んだかもしれない」としている。

(1) 予審調書のまとめの誤り

幸徳秋水の予審調書のまとめでは、「記憶せず」とまとめているが、「然れどもその旨記載しありしならば、被告は定めを喜びたるならん」という記述は、認定上おかしい

(2) 判決の事実誤認

判決では「運平はこれを伝次郎に示し、且つ太吉の意志強固なることを推奨したるに、伝次郎はこれを聴き喜色あり。」と認定しているが、「見せたかどうか」「伝次郎はこれを聴き喜色あり」という認定は、森近の供述

の変遷を検討していないし、幸徳が一貫して否定していること、幸徳の仮定の質問への回答をそのまま事実認定しており、事実認定として偏狹であって、誤認がある。

(3) 明治41年11月19日の幸徳と大石の謀議

これは、幸徳秋水と大石誠之助と新宮グループそして森近運平との「テロ」の謀議の発端とされた会話である。

1) 判決事実認定

第1の認定

幸徳と大石との関係

十一月十九日誠之助の伝次郎を訪うや、伝次郎は運平、誠之助に対し、赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し、諸官衙を焼燬し、当路の顯官を殺し、且つ宮城に迫りて大逆罪を犯すの意あることを説き、予め決死の士を募らんことを託し、運平、誠之助はこれに同意したり。同月中被告松尾卯一太もまた事を以て出京し、一日伝次郎を訪問して伝次郎より前記の計画あることを聴て、均しくこれに同意したり。

森近の関係

「是時に當り被告大石誠之助上京して被告傳次郎及び被告菅野スガを診察し傳次郎の餘命永く保つへからざることを知る傳次郎之を聞て心大に決する所あり

十一月十九日誠之助の傳次郎を訪ふや傳次郎は運平誠之助に對し赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士数十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官衙を焼燬し當路の顯官を殺し且宮城に逼りて大逆罪を犯す意あることを説き豫め決死の士を募らんことを託し運平、誠之助は之に同意したり」

第2の認定

数月を越えて被告誠之助は上京して伝次郎及びスガの病状を診察し、伝次郎の余命数年を保つべからざるを知る。ここに於て十一月十九日東京府北

豊多摩郡巢鴨町伝次郎宅に於て、伝次郎が誠之助及び森近運平に対し赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募りて富豪を劫掠し、貧民に賑恤し、諸官衙を焼き、当路の顯官を殺し、進んで宮城に迫り大逆を犯すべき決意あることを告ぐるや、誠之助は賛助の意を表し帰国して決死の士を募るべきことを約す。

2）事実認定の証拠の表示

【幸徳秋水の予審調書】

「第一 同月中巢鴨の平民社に於て大石誠之助の訪問を受たるを幸い、病気を診察し貰いたるに腸間膜羸瘦なりと鑑定し、被告に対しては摂養其当を得れば十年や十五年は存命し得べしと申したれども、余人に対しては余命長からざるように話したる趣なり。その際大石に対し、決死の士五十人もあらば爆裂弾其他の武器を与えて暴力革命を起し、諸官衙を焼払い、富豪の財を掠奪し、余力あらば二重橋に迫り、番兵を追払い、皇居に侵入して大逆を敢行せんと計画し居る旨を告げ、予め決死の士を募り、置きくるべきことを委嘱したるに、大石は即座に同意したり。又その頃松尾卯一太の訪問を受けたるを以て大石に話したるだけのことは松尾にも話し、その同意を得たりと記憶す。

第二 明治四十一年十一月中大石誠之助の訪問を受たる際決死の士五十人もあらば爆裂弾其他の武器を与へ暴力革命を起し諸官衙を焼払い富豪の財を掠奪し余力あらば二重橋に迫り番兵を追払い皇居に侵入して大逆を敢行せんと計画し居るに付ては決死の士を見付置呉るべき旨を依頼し大石の承諾を得たる

第三 明治四十一年十一月平民社に於て大石誠之助に対し近來政府の迫害甚しきを以て決死の士五十人計あらば爆裂弾其他の武器を与へ暴力革命を起し諸官衙を焼払いに富豪の財を掠奪し、余力あらば二重橋に迫り番兵を追払い皇居に侵入して大逆罪を敢行せんと計画し居る旨を告げ付いては決死の士を見付置呉るべきことを委嘱し大石の同意を得たり 而して大石に話したる丈のことは松尾卯一太にも話し其同意を得たる」

【大石誠之助の予審調書】

「同年十一月中出京して幸徳を巣鴨の平民社に訪問したり其際幸徳及管野スガの病気を診察したるに幸徳は腹間膜結核にてに一年の外齡命なかる可く管野も亦肺結核の初期にて長命は覽束なく思はれたり、其節幸徳は被告に対し近來政府の社会主義者に對する迫害甚しく到底口や筆のかを以て政府に反抗し得へき時にあらず自分は病身にて齡命幾何もあるましきに付決死の士五十人許あらは爆裂彈其他の武器を与へ貧民を集めて掠奪を為さしめ諸官衙を焼掛ひ二重橋に迫りたき考を持居れり就ては意思堅固の人物を見付置き與るへき旨申出たるを以て被告は帰国の上同志に謀るへき旨答へ置きたり而して幸徳か二重橋に迫まるとに一しは皇居に侵入し大逆罪を犯す意味に聞取りたり」

【森近運平の予審調書】

「明治四十一年十一月大石誠之助か出京して幸徳伝次郎を訪問したるか、其際幸徳は大石と被告とに対し近來政府の迫害甚しきを以て決死の士を募り爆裂彈其他の武器を与へ暴力革命を起し諸官衙を焼掛ひ二重橋に迫り番兵を追ひ皇居に侵入して大逆罪を取てせんとの議を提出したる」

3) 証拠とされる予審調書

幸徳秋水の【43/6/11予審第2回】【43/7/16予審第8回】【43/7/25予審第9回】

【43/7/28予審第10回】【43/8/31予審第12回】【43/10/17予審第13回】

大石誠之助の【43/6/8予審第1回】【43/7/16予審第5回】【43/10/21予審第12回】

松尾卯一太の【43/8/3予審第1回】【43/9/7予審第2回】【43/10/23予審第3回】

森近運平の【43/6/5予審第1回】【43/6/17予審第2回】【43/7/19予審第6回】

【43/7/26予審第7回】【43/7/28予審第8回】【43/10/21予審第13回】

4) 証拠から検討すべき問題点

幸徳と大石の明治41年11月の平民社での会談の時期、出席者、内容は何だったのか

ということである。特に森近運平が同席し会話していたか。

5) 各予審調書の詳細と変遷

（1）幸徳秋水予審調書

【43/6/11予審第2回】

問 同四十一年中、大石誠之助が其方宅にきたか。

答 まいりました。

問 そのとき其方は大石にフランスのコムミュンの話をしたか。

答 したかも知れません。

問 コミュンとはどんなことか。

答 それは、普仏戦争の後フランスのバリの労働者が一揆を起し、パリだけを一時自治体にして政府の羈絆（きはん）外に独立したことがあります。それをいうのです。

問 其方は大石に、日本もロシアやフランスのように暴力の革命が必要である。決死の士が五十人もあれば、これに爆裂弾その他の武器を与え、諸官庁や富豪の米庫などを破壊し、一時社会の勢力を占領したいというようなことを話したか。

答 あるいは申したかも知れませんが、よく覚えておりません。

問 大石が其方宅にきたとき、二十四、五歳位の男がいたと申しているが、それは誰か。

答 記憶ありません。

【43/7/16予審第8回】

問 明治四十一年十一月、大石誠之助が出京して、平民社に三日ほど滞在したか。

答 滞在しました。

問 そのとき大石に、近來政府の迫害が甚だしく、到底言論や筆をもっては対抗できないし、それに自分も病身でながく生きる望みもないから、決死の士を五十人募って爆裂弾を与え、暴力の革命をやろうと思うから、紀州でも決死の士を

募ってくれと依頼したのか。

答 これまでも申しましたように、赤旗事件のときの政府の処置に対しては、社会主義者は非常に憤慨しております。ただ「無政府」と書いた旗をもって歩いたというだけで、あのように同志が牢獄に投ぜられ、苛酷な取扱いをうけるようでは致し方ない。相当の方法で反抗的態度をとらねばならぬと考えておりました。しかし革命を起すといっても、多数の決死の士を得ることは困難であるし、また資金も容易にできるものではありませんから、私はおいおい準備をしようと思っていたのです。それで大石がまいりましたとき、私の考えを話し、決死の士五十人もあれば、爆裂弾をもって富豪を襲い、米倉をひらいて貧民を救い、なお余力があれば諸官省をも焼き払いたいと思っているから、ともにしっかりした同志をみつけておこうではないかと申ししましたところ、大石も同感でした。

問 諸官省を焼き払い、無政府状態を現出したいと申ししたのか。

答 申しと思います。

問 二重橋に迫って番兵を追い払い、皇室に危害を加えるということも言ったか。

答 そのようなことも申ししたかも知れません。しかしそれは三年先のことか五年先のことがわからないのですが、私の考えでは少なくとも三、四年後でなくては実行でないと思っておりました。

問 その頃、すべての同志のものが政府の処置について激昂していたのだから、大石に言ったようなことは他の同志にも言ったであろう。

答 同志の間では、いつもそのような話があったのですから、むしろ大石以外の同志にも話しておりました。熊本の松尾卯一太もその頃上京しておりましたから、同人にも話したと思います。

問 松尾もやはり同感であったか。

答 さようです。しかし直ちに事を挙げるというわけではありませんから、松尾はその後『熊本評論』の方に関係していました。

問 それでは大石も松尾も、徐々にしっかりした人物をみつけておくということに意見が一致したのか。

答 さようであったと思います。

問 大石と松尾は其方が呼び寄せたのか。

答 そうではありません。大石は何か自分の用件で出京したようでした。また松尾は、志賀某という者が『熊本評論』の負債整理に出京していたのが、失敗したというので、出てきたようでした。

問 松尾と大石と、同時に平民社に落ち合って協議したようなことはないか。

答 二人は偶然一緒になったことがあるかも知れませんが、特に協議のために落ち合ったということはありません。

問 森近運平にも右のような話をしたか。

答 森近も同主義者ですから、同様なことを話したろうと思いますが、よく覚えておりません。

問 大石がきたとき二十四、五歳位の男が二人きていたと言っているが、それは誰か。

答 書生がたくさん出入していましたから、そのときに誰がいたか記憶ありません。

【43/7/25予審第9回】

問 明治四十一年十一月頃森近に対しても、大石、松尾らに話したと同様に、政府の迫害が甚だしいから決死の士を募って革命を起し、諸官省を焼き払い、二重橋に追って皇室に危害を加えるということを申したのか。

答 森近はその当時平民社に同居しておりましたから、むろんそのような話もいたしましたと思います。しかし革命などは容易にできるものではありませんから、私の当時の考えでは、決死の士があれば諸官省を焼き払い、富豪の米庫を開いて貧民をうるおし、一時たりとも無政府状態にしてみたいという程度でありましたから、二重橋に迫るというようなことは深く考えておりませんでした。

問 当時其方は、無政府主義者の牛耳をとっていたのか。

答 ややそんな傾きでした。

【43/7/28予審第10回】

問 森近は同年十一月中、平民社で、大石と其方から、爆裂弾をつくって諸官省を焼き払い、二重橋に迫るという相談をうけたと申しているが、どうか。

答 私は森近に、いつ、どこで、そのようなことを言ったかはっきり記憶ありませんが、森近がそのように申すのなら、あるいはそうだったかも知れません。

問 森近は、至尊に危害を加えるのは主義のために不利益であるとの説だったのか。

答 よく覚えておりません。

問 森近は一旦其方らの計画に同意していたが、後に自分には親も妻子もあるから実行に加われないと言わなかったか。

答 そのようなことがあったかも知れませんが、よく覚えておりません。

問 四十一年十一月頃大石、松尾、森近らと相談した爆裂弾のことと、四十二年二月宮下と相談したこととは継続しているのか。

答 四十一年十一月の相談は、その決死の士もできず、また金もないので、自然中止の形になっておりました。その後宮下が元首を斃すという計画をたて、私共は一応それに同意したのですから、前後の事情が継続しているというわけではありません。しかし主義の大目的からいえば、もちろん同一の方向に向って進んでいるのですから、無関係ということはありません。

【43/8/31予審第12回】

問 其方は大阪の武田九平、岡本頼一郎、三浦安太郎、岩出金次郎、佐山芳三郎などを知っているか。

答 私は四十年十一月帰郷の途中大阪で森近を訪問し、茶話会に出席したことがあります。そのとき多数の同志と会いましたが、武田、岩出のほかはよく存じませんでした。ただ岡本はしっかりした人物だということは、きいておりました。

問 大石が上京中、其方と革命の相談をして、それから帰郷の途中大阪に立ち寄り、熊本方面とも連絡して運動すると話しているようだが、その点はどうか。

答 大石が上京していた当時、松尾も出京しておりましたから、私は松尾とも相談

すると言ったように思いますから、大石が推測して熊本とも連絡するように話したものと思います。

【43/10/17予審第13回】

問 同年十一月大石誠之助が出京して、十九日に平民社にきたことは相違ないか。

答 相違ありません。そのとき大石は三日ばかり平民社に泊りました。

問 同月二十二日、大石のために平民社で茶話会をひらいたか。

答 さようです。

問 その茶話会に出席したものは誰々か。

答 守田有秋、森近運平はおりましたが、そのほか多数ありましたから一々覚えておりません。

問 そのとき革命の相談はなかったか。

答 具体的な相談は何もいたしません。

問 同月中、平民社で大石に、決死の士五十人ばかりあれば爆裂弾その他の武器を与えて暴力革命を起し、諸官省を焼き払い、富豪の財物を掠奪し、なお余力があれば二重橋に迫って番兵を追い払って皇居に侵入し、皇室に危害を加えたいから、紀州でも決死の士を募ってくれと申したか。

答 さようです。そのようなことを話し、大石も同意しました。

問 そのとき森近も同席していて、其方の意見に賛成したと言っているが、どうか。

答 よく記憶しておりませんが、同人がそのように申せば、それが事実かも知れません。

問 同年十一月中、松尾が平民社にきたときにも、大石に話したと同様のことを話して、松尾の同意を得たであろう。

答 松尾にも話して同意を得たように思いますが、くわしいことは記憶しておりません。

幸徳秋水の予審調書のまとめでは

大石との会話内容は「決死の士五十人ばかりあれば爆裂弾その他の武器

を与えて暴力革命を起し、諸官省を焼き払い、富豪の財物を掠奪し、なお余力があれば二重橋に迫って番兵を追い払って皇居に侵入し、皇室に危害を加えたいから、紀州でも決死の士を募ってくれ」とされた。しかし、「一時たりとも無政府状態にしてみたいという程度でありましたから、二重橋に迫るというようなことは深く考えておりませんでした」とものべ、無政府状態をおこすということが主で、現実性のある話ではなかった。つまり、現実性のない「革命談義」にすぎなかった。

会話の場所は平民社で会話がなされているが、時期が11月とあるだけで特定されておらず、また森近が同席していたかはわからない。

(2) 大石誠之助・予審調書

【43/6/8 予審第1回】

問 幸徳は如何なる方法手段を探つて其主義を実行せんとして居るのか

答 私は明治四十一年十一月中、上京の際、二回巢鴨の平民社に幸徳を訪ねました。最初来りし時は色々主義の事に付て話の末、幸徳は日本に於ても露拂ひの如く、暴力の革命が必要であると言ひました。其後、兩三日経て、又平民社に幸徳を訪ねたる際、同人は佛國「こんみうん」の話を致したる末決死の士五十人計りあれば之に爆裂弾其他の武器を与へ裁判所監獄市役所其他の官廳并の富豪の米庫杯を破壊し一時暴力によつて社會の勢力を占領すれば革命の目的に対して非常なる利益であるとの話を致しました

問 幸徳は暴力により政府を轉覆し、或は皇室を倒すと言ふ様な事の話しはしなかつたか

答 夫れ迄の事は申しませぬでした。兎に角、當廳等を破壊して革命を遣り度いと言ふて居りました。私は之か本人の希望であらうと思ひました。

問 其当時、其様な事に着手して居る様な模様はなかつたか

答 夫れは認めませぬでした

【43/7/16予審第5回】

問 其方は明治四十一年十一月、出京したに相違ないか

答 相違ありません 十一月十日頃に出京し、二十日頃まで滞在して、大阪に廻り、十二月初頃帰宅しました

問 其際、幸徳方に於て同人より暴力の革命を起し度と云ふことを聞いたてはないか

答 實は聞きました 是迄は紀州の同志の迷惑にならんことを恐れ、秘して居りましたか、紀州方面の事實も明白になつた様に検事より聞きましたから、今日は包ます申立ます

問 然らば、其際、幸徳より聞きたることを詳に申立よ

答 幸徳は私に向ひ、近来政府の社會主義者に對する迫害甚たく、到底言論や等の力を以て、政府に勝つことは出来ない、自分も病身に長く生命を保つことは難いから、五十人計り決死の士々あるならば、爆裂彈其他の武器を與へ、裁判所、監獄、市役所、并に諸官省を焼き拂ひ、二重橋に迫つて番兵を追ひ拂ひ、革命を起し、或は富豪の米倉を開き、或は三井呉服店の如きものを破壊して、一時たりとも無政府の状態を現出せしめたいと思ふか、紀州の同志の状態は如何うであらうか、勿論決死隊か五十人位出来たとて、直に着手する事は困難である、先づ半ヶ年位は皆東京に出て、時機を待たねはならず、其間の費用も少なからぬ事であると云ひ、私に同意を求むる様な様子でした 夫れて、私も帰郷して同志に相談致さんと申して置きました 其席には、他に氏名知らざる男か二人居りました

問 然らば、幸徳は五十人の決死隊あらば暴力の革命を爲すに付、紀州の同志を勧誘して呉れよと、其方に依頼したのか

答 左様です 私は其様な意味にとりました

問 幸徳が諸官省を焼拂ふと言ふのは、政府を倒し、大臣を暗殺すると言ふ意味か

答 暗殺とは申しませぬでしたか、諸官省を焼拂ひ、一時たりとも無政府の状態を現出せしめたいと言ふのですから、政府を倒し度と云ふ意志はあつた事は明か

です

問 二重橋に迫つて番兵を追ひ拂ふとは、如何なる事か

答 番兵を追ひ拂ふと言ふのですから、無論皇居に侵入して、主上其他に危害を加へる意味に申したものと思ひます

問 幸徳は至尊通御の際、危害を加へるとは申さなかつたか

答 其様なことは聞きませぬ 総て手段方法に付ては定まつては居なかつたのです

問 其方は其際、幸徳に對し、紀州にも四、五人決死の士があると申したか

答 申しました 尤も、幸徳は紀州の同志の事は既に知つて居たのです

問 右の話を幸徳より聞く時、他に氏名知れざるに名の者が居つたと申しましたか、其容兒等は如何

答 其容貌等は能く覺へませぬ 私と幸徳と對話中、其人等は床の方の机に倚つて何か致して居りました

問 其二人の者も同主義者にして幸徳より暴力の革命を起したいと言ふ話を聞いて居るのではないか

答 其二人の者は時々其室を立去り終始話を聞ひて居たのではありませぬか、幸徳の意見は其人事も豫て聞ひて居たてあろうと思ひます

問 森近運平も其話を聞ひたのではないか

答 其當時、森近は幸徳に同居して居りましたから、無論幸徳より其話を聞ひたてあろうと思ひます左れとも、幸徳と私と對話の際は其席には居ませぬでした

問 菅野すかも幸徳より其話を聞いたてあろう

答 菅野は當時幸徳方に同居して居たのではありませぬか、私の参つた際、大杉安子と共に、幸徳方に参りました 其際は、菅野とは別に主義の話はせず、私は只、菅野を診察して遣つた丈けですか、無論幸徳の意見は菅野も聞ひて居るたろーと思ひます

【43/10/21予審第12回】

問 夫れては、十一月十九日に、平民社に参り、廿二日に、茶話會が済んで、椎橋
(龍法 '21) 54-2, 218 (670)

方へ帰つたのか

答 左様でした

問 其際、幸徳を診察したか

答 左様です 参つた日、即ち、十九日に診察しました

問 幸徳の容体は、如何なりしか

答 幸徳の病氣は、腸間膜結核と認めました 養生さへ良くは、天寿を全ふする事か出来ますか、幸徳の如く、貧乏で相当の營養を攝らずに居つては、二、三年の外、保つまいと思ひました 併し、幸徳にはそんな事は言ひませぬでしたか、森近が強て聞くから、話して置いたと思ひます

問 其方は其際、菅野を診察したか

答 左様です 私は菅野は肺結核の初期にて、餘り長生きも出来まいと思ひました

問 其方は、其際、幸徳から暴力革命の相談を受けたのか

答 幸徳は、佛蘭西の、こんみゅんの話をした上、近来、政府の社會主義者に對する迫害が甚しいから、到底、言論や筆の力を以て、政府に勝つ事は出来ない、自分は病身で、餘命も長くあるまいから、決死の士五十人計りあらは、爆裂彈、其他の武器を與へ、貧民を集めて、掠奪を為さしめ、裁判所、監獄、市役所、其他、諸官廳を焼拂ひに、二重橋に迫つて、見度ひから、確つかるし人物を見付けて置いて呉れよと云ふ事でした 私は、國に帰つたらは、同志に話して見様と言ふて置きました

問 諸官廳を焼拂ひに、二重橋に迫ると云ふのであるが 矢張、政府を顛覆して、皇居に侵入し、至尊其他、皇室に危害を加へると云ふ意味であるか

答 左様に思はれました乍、併、幸徳は五十人の決死の士か出来た、處が直ちに実行は出来ない、半数許りは東京に同志を集めて、時機を待た子はならぬから、其間の費用も金策せ子はならぬと言ひました 夫れで、私は容易に実行の出来るものではないと思ふたのです

問 其際、森近も被告と一緒に幸徳の話聞きしか

答 私は自分一人で聞いたと思ひます

問 或は一度は自身一人で聞き、又、一度は森近と共に聞いたでやないか

答 左様でありませぬ 私は、一度聞いた丈けと思ひます

大石の供述は変遷している。

日時については、①明治41年11月中、⑤11月10日頃に出京し、20日頃まで滞在、⑫11月19日に平民社に参りと変遷している。また、会話については①幸徳、⑤其席には、他に氏名知らざる男か二人おりました（容貌等は能く覚へませぬ）、（森近は）幸徳と私と対話の際は其席には居ませぬでした、⑫私は自分一人で聞いたと思いますと森近との会話は認めていない場所、すべて平民社である。

内容は、革命をおこして無政府状態をつくりたいという点は一致しているが、テロについては否定している。

問 二重橋に迫つて番兵を追ひ拂ふとは、如何なる事か

答 番兵を追ひ拂ふと言ふのですから、無論皇居に侵入して、主上其他に危害を加へる意味に申したものとと思ひます

と事実でなく、意見や推測をいわされている。

また、

問 諸官廳を焼拂ひに、二重橋に迫ると云ふのであるが 矢張、政府を顛覆して、皇居に侵入し、至尊其他、皇室に危害を加へると云ふ意味であるか

答 左様に思はれました乍、併、幸徳は五十人の決死の士が出来た、處が直ちに実行は出来ない、半数許りは東京に同志を集めて、時機を待たずはならぬから、其間の費用も金策せしはならぬと言ひました 夫れで、私は容易に実行の出来るものではないと思ふたのです

とのべているように、計画は具体的現実的なものではない。将来の準備のため、決死の士を集めるというものである。

（3）森近運平予審調書

【43/6/5 予審第1回】

答 尤も其前幸徳が爆裂弾を拵へる事を調べ度と申すので私は当時所有して居た「ねるそん」の百科事典で「だいなまひと」の原料たる「にとぐりせりん」の部を出して此所にあると私が申したら幸徳は其所へ紙を挟んで置きましたから後で見たいと思ひますが私は夫れ限り見た事はありません。

問 其字典は今でも被告が持て居るか、

答 四十一年十一月中に神田の古本の市場へ持て参つて十八円五十銭で売て仕舞ました。

問 幸徳は何故爆裂弾を必要と云ふのだろうか、

答 矢張り暴動を起すに必要だと云ふのです。

問 夫れは何時頃の咄しか、

答 四十一年の十月か十一月頃の咄でした。

問 被告は宮下に対して爆裂弾を製造するに付ては日本の百科事典の様な物を見る方が良ひと云ふ様な咄しを致した事はなひか、

答 左様な事を申した覚へはありません。

問 幸徳は何時頃暴動を起すので爆裂弾が必要だと云ふたか、

答 其時期は申しませぬ只だ将来に於て起すと云ふのです。

問 被告は其字典に付て「だいなまいと」の原料を捜す位だから無論幸徳と事を共にする積りで在つたのだな、

答 左様夫れと一緒に遣る積りでした。

問 今日でも其心は失せなひのところが如何、

答 左様主義は何所までも変へなひのです今暫く光榮の下に生活の基礎を立て、其時期の来るのを待て居ります然し其時期の来るのは五年で来るか十年で来るか夫れは今からは到底分りませぬのです。"

【43/6/17予審第2回】

問 平民社で咄したとすれば其傍には誰が居たか、

答 幸徳が居ったかも知れませんが能く記憶して居りません。

問 菅野及び忠雄は其場に居らなかったのか、

答 菅野も居ったかも知れませんが忠雄は其時分未だ上京致しませんでしたから忠雄は居らなかったと云ふ事は間違ひありませんです。

問 前回被告は暴動を起す事を幸徳と相談した事があると云つたが夫れは如何なる範囲で暴動を起そうと云ふのか、

答 夫れは具体的には極めた事はありません、御承知でもありますが我々同志の新聞は尽く発行禁止を受け錦旗館の赤旗事件では多くの同志の者は入獄すると云ふので同志の者は殊の外憤慨して居りましたから寄ると障ると過激の咄しは致した事があるのです、笑ひ咄しの様ではありましたが幸徳の咄しますのには病気に罹つたから到底長活きは出来なひ死ぬ前に何らか目覚しき仕事をして死に度ものだ其方法として通信交通機関を爆裂弾で打崩し続て税務署登記所を襲つて所有権の存在を打ち消し夫れと同時に一方貧民には施しをするから日比谷公園にても集れと通し置けば貧民は集て来て其間に略奪を擅にすれば東京市の秩序は一時紊乱するだろうと申しました、又た幸徳は是れと同時に爆裂弾を以て番兵を逐ひ払ひ二重橋から侵入したならば真逆皇城に向て外から兵隊が鉄砲を撃つものはあるまひと云ふ事も申しました、其時私は同時に無政府共産と云ふ主義を行ふと云ふ 詔勅を受けたらば良からうと云ふ事をも申しました。

問 左様な事をするのにはどの位の同主義者を集めると云ふのか、

答 夫れは三百人も有つたらば良からうと申しました。

問 其咄しをする時には如何なる人が其席に居つたか、

答 四、五人は居りましたけれども能く覚えて居りません。

問 菅野、高橋、福田、川田などと云ふ者は居りはしなかつたか、

答 何うも能く記憶して居りませんです。

【43/7/19予審第6回】

問 明治四十一年十一月中被告が幸徳方に同居して居る際に紀州の大石誠之助熊本
の松尾宇（ま）一太が来た事があるだろう、

答 日は確に覚へませぬけれども私が幸徳方に居る時に参りました。

問 其兩人は何用が有つて上京して来たのかね、

答 大石は年に老回位宛旅行致しますから例に依て旅行して来たのだらうと思ひま
した。松尾は何にか外に用事が有つたのかも知れませぬが私共が其の当時相談
に与つたのは私の主管して居た熊本評論も発行停止に成つて居るから、夫れに
類似した新聞紙を東京で発行した方が宜しーと云ふので終に熊本で夫れは発行
すると云ふ事に成つたのでした。

問 其時席に列て居た者は誰々か、

答 私、幸徳、大石、松尾と坂本清馬、宮崎民蔵の六名であつたと思ひます。

問 其時にも矢張り革命の咄しが有つたと云ふではなひか、

答 幸徳、大石、松尾、私などが寄て居る時に革命とか暴動とか云ふ咄しを致した
のではなく、四十一年十一月中私が幸徳方に同居して居る時で確か大石や松尾
が来る少し前、幸徳と私と兩人丈けで第二回御調の時に申上げた様な咄しを致
したので、確か其時には申漏したと思ひますが幸徳は人間は一度は死ななければ
ならぬ故好ひ死所を見付けたらば死ぬ方が良ひと申しましたです。

問 其事を行ふには三百人も人が要ると云ふ様に被告は第二回取調の時に申立たが
五十人死士を得れば良ひと云ふ咄しでは無つたのか、

答 私と幸徳と咄した時には三百人位同志の士が要ると申して居たのでした。

問 幸徳は他の同志に対しては、五十人位死士があれば良ひと云ふ様に咄して居た
様に見へる、大層被告に咄したと云ふ数とは違つて居るではなひか、

答 夫れでは幸徳は三百人はとても夫れ丈けは得られなひと思つて他の同志には数
を減して咄したのでしょうか、私と咄した時には確かに三百人と申したに相違あ
りませぬ。

問 幸徳より被告は其月大石、松尾が幸徳方に寄つた時に各々帰郷の上決死の士を
募ると云ふ事に成つたと聞たろう、

答 左様な事は聞きませぬ。

問 聞かぬと云ふ事は訝ひ、被告は幸徳と共に無政府共産主義の幹部ではなひか、

答 御尤の御尋ねではありますけれども幸徳は只今申す通り人は好き死所を見付けたらば死ぬ方が良ひと申した時に、私は何うも己れは死ぬ気にはなれぬと申したら幸徳は成る程私が妻があり子があると云ふ関係だから其様な気になるかも知れぬ、しかし位置を代へて幸徳に子でもあれば斯んな気は出さぬかも知れなひと申しました事があるので夫故私には幸徳が何れにも咄さなかつたのだらうと思はれます。

問 被告が周囲の事情から死を決する事が出来なひとしても、主義を捨てた人ではなひのだから其主義を実行する計画をした場合には矢張り幸徳に於て其事情を漏しそーなものであるが如何、

答 夫れは幸徳は其当時私に何事も隠すと云ふ事は無つたのですが私から進んで聞うとも致しませぬでしたから夫故終に決死の士を募るなどと云ふ事を他人と打合せたと云ふ咄しは私に致さなかつたのでしたろう、つい聞かなかつたのです。

問 第二回取調の時には被告は爆裂弾を以て諸官衙を襲つて打ち毀はしたり二重橋へ侵入するなど云ふ事は笑ひ咄しで有つた様に云つて居るが事實は左様ではなくして真面目に其手段を取つて居つたのではなひか如何、

答 私は笑ひ咄しで即ち空想談と思つて居りましたのです。

問 けれども空想談でなひと思はれる節があるか如何、

答 私は幸徳方に同居して居る間は幸徳は是れから死ぬまでの間、全力を注て唯物論を書いて見様かとか又は只今の様な過激の事を申し又或時は小田原の方に引籠て同主義の小冊子を書いて秘密に配布仕様かとか色々申して居りましたので何れを実行するのか私には一向分りませぬでした、夫れですから過激の事の咄しを致しても空相談と思つて居たのでありました。

【43/7/26予審第7回】

問 宮下は其方が同年十月廿一、二日頃幸徳の話を通知したから右様の手紙を寄越

したのではないか、

答 或は左様であつたかも知れませぬが能く判りませぬ。

問 其際幸徳は大石に対し、自分も病身にて余命は長くないから決死の士三十人若くは五十人を募り爆裂弾其他の武器を与へ暴力のkakumeiを起し諸官省を焼払い大臣を暗殺し富豪の米庫を開き、余力あらば二重橋に迫つて番兵を追ひ払い皇室に危害を加へんとの相談を為したではないか、

答 先般以来豫審判事及検事より夫れに関係した事の御訊問がありました私が記憶を失つて居り御答が出来なかつたのです。

答 然るに只今具体的の事実を承つて能く考へて見ると御申聞けの様な事実がありました、幸徳は平民社に於て大石と私に向ひ政府の迫害が甚だしいから決死の士を募り爆裂弾其他の武器を与へ暴力の革命を起し諸官省を焼払い二重橋に迫つて番兵を追ひ払つて 皇居に侵入し 皇室に危害を加へたいと云ふ相談を致しました、大石も私も夫れに同意しました、尤も其の際直ちに革命に着手すると云ふ事は出来ませぬから先つ決死の士を募る準備として急進的の秘密伝道を遣らうと云ふ事になりました。

問 急進的の秘密伝道の方法は如何、

答 秘密出版を致すと云ふ事に相談したのです、夫れで大石は国家論を、幸徳は法律と強権を翻譯すると云ふ事になりました。

問 大臣を暗殺すると云ふ事も相談したのか、

答 其様な相談も致した様に思ひますが判然致しませぬ。

実は前申しました如く先以て急進的の秘密伝道を遣ると云ふのですから私は反乱を起すのは数年の後の事と思つて居りました。

問 其方は幸徳より暴力革命の相談を受けたのは一度丈であるか、

答 断片的には度々話を聞きましたが纏まつた相談を受けたのは右申したる一度丈です。

問 夫れでは幸徳は大石上京中其方と大石に向つて相談した時は既に具体的の計画

を為さんと決心して居たので一場の笑話の様には思はれぬが如何、

答 其頃は幸徳も具体的計画を為さんと決心して居たのです、私は幸徳が宮下の手紙を見て決心したのではないかと思ひました。

問 其方は宮下の手紙を幸徳に示した際幸徳に向ひ、至尊に危害を加へると云ふ事は主義の爲め不利益ではあるまいかと話した様に先刻申されたが其後幸徳の暴力革命の意見を聞ひて之に同意したのか如何、

答 恐入りました一時幸徳の暴力革命の意見に同意しました、然るに私は親もあり妻子もあり後に能く考へて見ると到底実行に加はる事は出来ないと思ひ、平民社に同居中幸徳に其事を話した事もあります。

問 夫れでは其方は一旦暴力革命に同意したるも其後意思が變つたのか、

答 誠に恥入る次第ですが私は度々意思が變つたのです、幸徳より暴力革命の説を聞けば夫れに同意を表するも、後に考へて見れば到底実行は出来ない様に思はれ甚だ煩悶して居たのです。

要するに始終私の心中には意思の矛盾があつたのです、夫れが爲め同志からも多少不快に感ぜられた様でした。

尚幸徳と雖も終始一貫して暴力の革命を遣ると云ふ意見であつたか如何か疑問です。

【43/7/28予審第8回】

問 明治四十一年十一月中大石と共に幸徳より暴力革命の相談を受けた事は相違ないか

答 夫れは相違ありません尚前回申落しましたか急進的傳道の方法として秘密出版を遣ると言ふ事になつた際は私は當時古本屋を開業せんと思ひ居たのであるから秘密出版物を取扱ひ難いと申したるに幸徳は君の職業上に妨かあつてはならぬから秘密出版の方には関係すると言ひ私は如何にも自分の境遇を腑甲斐なく思ひました夫等の事は昨日上申書を差出して置きましたから御覧を願ひます

【43/10/21予審第13回】

問 同月中大石誠之助が出京した事は相違ないか

答 相違ありません

問 其際大石は幸徳を診察したか

答 左様です爾して私共に對しては幸徳の余命は長くない今後二年を出ないと言ふ様に話しましたか幸徳に向つては養生が良ければ天壽を全ふする事が出来ると言ふて居りました

問 同年十一月中幸徳は平民社に於て大石及其方に向ひ政府の迫害が甚たしいから決死の士を募り爆裂彈其他の武器を與へ暴力革命を起し諸官署を焼拂ひ二重橋に迫つて番兵を追拂ひ皇居に侵入して皇室に危害を加へんとの相談を為し大石も其方も之に同意した事は相違ないか

答 幸徳より其様な話は聞きましたか到底急に出来る譯のものではないから先づ急進的秘密傳道の為めに法律と強權及国家論の出版を為すと言ふ事に相談が極つたのです

問 併し暴力革命にも同意したのではないか

答 暴力革命は容易に出来るものでもなく又其時期も極つて居ないのであるから只漠然と同意したのです併し其当時親や妻子の事を考へて居り寧ろ主義を捨てようかと思ふて居た位であるから幸徳の相談を受けて後は益々一身上如何したらよからうかと煩悶して居りました従つて内山愚童の秘密出版に付ても私は賛成して居ないので说不賛成を明言する丈の勇氣もなかつたから只黙つて居りました

問 其決死の士を募る準備として急進的秘密傳道を為すと言ふ事になつたのではないか

答 夫れは左様です

森近運平の供述はあいまいであつて信用できない。明治41年11月の幸徳と大石との会話の場には松尾がいたというのが客觀的事実に反する。

一貫しているのは、内乱（革命）ということであるが、「二重橋に迫つて番兵を追ひ払つて 皇居に侵入し 皇室に危害を加へたいと云ふ相談を致しました、大石も私も夫れに同意しました、尤も其の際直ちに革命に着手すると云ふ事は出来ませぬから先づ決死の士を募る準備として急進的の秘密伝道を遣ろうと云ふ事になりました。」というもので、テロではなく、あくまで具体性・計画性のない「革命談義」にすぎない。

6) 証拠からわかること

明治41年11月大石と松尾とは同時に幸徳と話をしたことはない。

まず、誰と誰が大石と話しをしたかである。また、大石は、森近と話しをしたことは認めていない。幸徳も森近がいたかどうかはあいまいである。

会話内容は無政府状態をつくりたいという点は一貫しているが、皇室（天皇）を斃すことについては変遷している。ただ、最終的には革命（内乱）の一環の話である。

また、無政府状態にするというが、その計画に現実性はなく、決死の士を集めるといっても現実性のある話ではない。

(1) 予審調書のまとめの誤り

幸徳については

「大石に対し、決死の士五十人もあらば爆裂弾其他の武器を与えて暴力革命を起し、諸官衙を焼払い、富豪の財を掠奪し、余力あらば二重橋に迫り、番兵を追払い、皇居に侵入して大逆を敢行せんと計画し居る旨を告げ、予め決死の士を募り、置きくるべきことを委嘱したるに、大石は即座に同意したり。」とあるが、無政府状態をおこすということが主でテロではない。また無政府状態についても、現実性のある話ではない。大石がテロに同意をしたことはない。

また、時期が11月とあるだけで特定されておらず、また森近が同席して
(龍法 '21) 54-2, 228 (680)

いたかは幸徳や大石が否定しており、森近の供述は信用性がなく、認定できない。

大石については

「幸徳か二重橋に迫まるとにしは皇居に侵入し大逆罪を犯す意味に聞取りたり」というのは事実には反する。

森近については

「明治四十一年十一月大石誠之助が出京して幸徳伝次郎を訪問したるか、其際幸徳は大石と被告とに対し近来政府の迫害甚しきを以て決死の士を募り爆裂弾其他の武器を与へ暴力革命を起し諸官衙を焼払ひ二重橋に迫り番兵を追払ひ皇居に侵入して大逆罪を敢てせんとの議を提出したる」は証拠からみてまとめられない。また、それを現実性のある話、合意とすることはおかしい。

（2）事実認定の誤り

第一 十一月十九日誠之助の伝次郎を訪うや、伝次郎は運平、誠之助に対し、赤旗事件逮累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募りて富豪の財を奪い貧民を賑し、諸官衙を焼燬し、当路の顯官を殺し、且つ宮城に迫りて「大逆罪を犯すの意あることを説き」という認定は、事実には反するものである。

森近が同席していたかも知れなく「運平、誠之助はこれに同意したり」は事実には反する。

そもそも、テロが会話の中味になっていない。「進んで宮城に逼り大逆罪を犯さんとするの意志あることを聴き、これに同意して決死の士を養成すべきことを約し」とテロの合意が成立したとの認定は事実には反する。しかも、無政府状態について現実性がない。これらは重大な事実誤認である。

(4) 明治41年11月の幸徳と松尾の謀議

これが、幸徳秋水と熊本グループを「テロ」について結びつける重要な謀議（会話）となったものである。

1) 判決事実認定

第1、十一月十九日誠之助の伝次郎を訪うや、伝次郎は運平、誠之助に對し、赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募りて富豪の財を奪い貧民を賑し、諸官衙を焼燬し、当路の顯官を殺し、且つ宮城に迫りて大逆罪を犯すの意あることを説き、予め決死の士を募らんことを託し、運平、誠之助はこれに同意したり。同月中被告松尾卯一太もまた事を以て出京し、一日伝次郎を訪問して伝次郎より前記の計画あることを聴て、均しくこれに同意したり。

第3、その年十一月卯一太もまた上京して伝次郎を東京府豊多摩郡巢鴨町に訪問し、伝次郎より赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募り、富豪の財を奪い貧民を賑し、諸官衙を燐毀し、当路の顯官を殺し、進んで宮城に逼り大逆罪を犯さんとするの意志あることを聴き、これに同意して決死の士を養成すべきことを約し、

2) 事実認定の証拠の表示

【幸徳秋水の予審調書】

「第一 同月中巢鴨の平民社に於て大石誠之助の訪問を受たるを幸い、病気を診察し貰いたるに腸間膜羸瘦なりと鑑定し、被告に對しては摂養其當を得れば十年や十五年は存命し得べしと申したれども、余人に對しては余命長からざるように話したる趣なり。その際大石に對し、決死の士五十人もあらば爆裂彈其他の武器を与えて暴力革命を起し、諸官衙を焼払い、富豪の財を掠奪し、余力あらば二重橋に迫り、番兵を追払い、皇居に侵入して大逆を敢行せんと計画し居る旨を告げ、予め決死の

(龍法 '21) 54-2, 230 (682)

士を募り、置きくるべきことを委嘱したるに、大石は即座に同意したり。又その頃松尾卯一太の訪問を受けたるを以て大石に話したるだけのことは松尾にも話し、その同意を得たりと記憶す。

第三 明治四十一年十一月平民社に於て大石誠之助に対し近來政府の迫害甚しきを以て決死の士五十人計あらは爆裂彈其他の武器を与へ暴力革命を起し諸官衙を焼払一にに富豪の財を掠奪し、余力あらば二重橋に迫り番兵を追ひ皇居に侵入して大逆罪を敢行せんと計画し居る旨を告げ付いては決死の士を見付置呉るべきことを委嘱し大石の同意を得たり 而して大石に話したる丈のことは松尾卯一太にも話し其同意を得たる」

【松尾卯一太の予審調書】

「明治四十一年十一月中出京しに十三日及二十五日の兩度巢鴨の平民社に幸徳博次郎を訪問したり其二度目に訪問したる際幸徳は被告に対し自分は病身にて壽命も長かるましきに付決死の士を募り貴民を日比谷公園に集め市内の富豪に向つて掠奪を為さしめ且つ諸官衙を破壊し一日たりとも無政府の状態を現出せしめ他日起るへき大革命の動機と為したき考なるも先たつものは人物なるに付意思堅固の人物を見付置呉るべき旨申出たるを以て被告は其計画を賛成し且人物を見付置くべきことを約したり、」

3) 証拠とされる予審調書

幸徳秋水の【43/6/11予審第2回】、【43/7/16予審第8回】、【43/7/25予審第9回】、【43/7/28予審第10回】、【43/8/31予審第12回】、【43/10/17予審第13回】

松尾卯一太の【43/8/3予審第1回】、【43/9/7予審第2回】、【43/10/23予審第3回】

4) 証拠から検討すべき問題点

幸徳と松尾の明治41年11月の平民社での会談の時期、出席者、内容は何

だったのか。

そもそも、判決の松尾の予審調書のまとめでも、「テロ」についての記述はなく、幸徳がいったのは無政府状態を作り出すことだけである。松尾は「テロ」については、聞いてもいないし、同意もしていないことは、判決からも明らかとなっている。ましてや、これが幸徳と熊本グループとの「テロ」についての謀議の発端となることは考えられない。

5) 各予審調書の詳細と変遷

(1) 幸徳秋水予審調書

【43/7/16予審第8回】

問 明治四十一年十一月、大石誠之助が出京して、平民社に三日ほど滞在したか。

答 滞在しました。

問 そのとき大石に、近來政府の迫害が甚だしく、到底言論や筆をもっては対抗できないし、それに自分も病身でながく生きる望みもないから、決死の士を五十人募って爆裂弾を与え、暴力の革命をやろうと思うから、紀州でも決死の士を募ってくれと依頼したのか。

答 これまでも申しましたように、赤旗事件のときの政府の処置に対しては、社会主義者は非常に憤慨しております。ただ「無政府」と書いた旗をもって歩いたというだけで、あのように同志が牢獄に投ぜられ、苛酷な取扱いをうけるようでは致し方ない。相当の方法で反抗的態度をとらねばならぬと考えておりました。しかし革命を起すといっても、多数の決死の士を得ることは困難であるし、また資金も容易にできるものではありませんから、私はおいおい準備をしようと思っていたのです。それで大石がまいりましたとき、私の考えを話し、決死の士五十人もあれば、爆裂弾をもって富豪を襲い、米倉をひらいて貧民を救い、なお余力があれば諸官省をも焼き払いたいと思っているから、ともにしっかりした同志をみつけておこうではないかと申しましたところ、大石も同感でした。

問 諸官省を焼き払い、無政府状態を現出したいと申したのか。

答 申したと思います。

問 二重橋に迫って番兵を追い払い、皇室に危害を加えるということも言ったか。

答 そのようなことも申したかも知れません。しかしそれは三年先のことか五年先のことがわからないのですが、私の考えでは少なくとも三、四年後でなくては実行でないと思っております。

問 その頃、すべての同志のものが政府の処置について激昂していたのだから、大石に言ったようなことは他の同志にも言ったであろう。

答 同志の間では、いつもそのような話があったのですから、むしろ大石以外の同志にも話しております。熊本の松尾卯一太もその頃上京しておりましたから、同人にも話したと思います。

問 松尾もやはり同感であったか。

答 さようです。しかし直ちに事を挙げるというわけではありませんから、松尾はその後『熊本評論』の方に関係していました。

問 それでは大石も松尾も、徐々にしっかりした人物をみつけておくということに意見が一致したのか。

答 さようであったと思います。

問 大石と松尾は其方が呼び寄せたのか。

答 そうではありません。大石は何か自分の用件で出京したようでした。また松尾は、志賀某という者が『熊本評論』の負債整理に出京していたのが、失敗したというので、出てきたようでした。

問 松尾と大石と、同時に平民社に落ち合って協議したようなことはないか。

答 二人は偶然一緒になったことがあるかも知れませんが、特に協議のために落ち合ったということはありません。

問 森近運平にも右のような話をしたか。

答 森近も同主義者ですから、同様なことを話したろうと思いますが、よく覚えておりません。

問 大石がきたとき二十四、五歳位の男が二人きていたと言っているが、それは誰か。

答 書生がたくさん出入していましたから、そのときに誰がいたか記憶ありません。

【43/7/28予審第10回】

問 森近は同年十一月中、平民社で、大石と其方から、爆裂弾をつくって諸官省を焼き払い、二重橋に迫るという相談をうけたと申しているが、どうか。

答 私は森近に、いつ、どこで、そのようなことを言ったかはっきり記憶ありませんが、森近がそのように申すのなら、あるいはそうだったかも知れません。

問 森近は、至尊に危害を加えるのは主義のために不利益であるとの説だったのか。

答 よく覚えておりません。

問 森近は一旦其方らの計画に同意していたが、後に自分には親も妻子もあるから実行に加われないと言わなかったか。

答 そのようなことがあったかも知れませんが、よく覚えておりません。

問 四十一年十一月頃大石、松尾、森近らと相談した爆裂弾のことと、四十二年二月宮下と相談したこととは継続しているのか。

答 四十一年十一月の相談は、その決死の士もできず、また金もないので、自然中止の形になっておりました。その後宮下が元首を斃すという計画をたて、私共は一応それに同意したのですから、前後の事情が継続しているというわけではありません。しかし主義の大目的からいえば、もちろん同一の方向に向って進んでいるのですから、無関係ということはありません。

【43/8/31予審第12回】

問 其方は大阪の武田九平、岡本頼一郎、三浦安太郎、岩出金次郎、佐山芳三郎などを知っているか。

答 私は四十年十一月帰郷の途中大阪で森近を訪問し、茶話会に出席したことがあります。そのとき多数の同志と会いましたが、武田、岩出のほかはよく存じま

せんでした。ただ岡本はしっかりした人物だということは、きいておりました。

問 大石が上京中、其方と革命の相談をして、それから帰郷の途中大阪に立ち寄り、熊本方面とも連絡して運動すると話しているようだが、その点はどうか。

答 大石が上京していた当時、松尾も出京しておりましたから、私は松尾とも相談すると言ったように思いますから、大石が推測して熊本とも連絡するように話したものと思います。

【43/10/17予審第13回】

問 同年十一月中、松尾が平民社にきたときにも、大石に話したと同様のことを話して、松尾の同意を得たであろう。

答 松尾にも話して同意を得たように思いますが、くわしいことは記憶しておりません。

幸徳秋水の要約

幸徳の予審調書では、幸徳と松尾との会談の時期、内容については、ほとんど供述はない。

（3）松尾卯一太予審調書

【43/8/3 予審第1回】

問 明治四十一年十一月出京の際度々巢鴨の平民社を訪問したか

答 両三回参りました

問 其際平民社に於て幸徳より暴力革命の相談を受けたてはないか

答 暴力革命の相談は受けませぬか最初は同志者か多人数居る處で幸徳は政府の迫害が甚たいから何とかせよ子ならぬ貧民を日比谷公園にでも集めて施與を爲したならば夫れより貧民か掠奪にでも赴てあろう杯と申して居り別に取止めた話でもなく只座談中に申したのです其次に私が平民社を訪問した時は幸徳と私と差向ひて話したのですが幸徳は近來政府の迫害甚たく到底…(不明)…

要かある確かりした人物を養成せしはならぬと申して居りました左れとも今直ちに具体的に如何なる計画を為すと言ふ話はなかつたのですから私も深く意に留めなかったのです

問 其際幸徳は近來政府の迫害甚たく言論や筆で對抗する事は出来ない自分も生命力長くはないから決死の士四五十人を募り爆裂弾を造つて暴力革命を起し諸官省を破壊し二重橋に迫ると言ふ様な事は話さなかったか

答 私に對しては一向其様な具体的の話はなかつたのです

問 其決死の士を募る準備として確かりした人物を見付けて置かうと言ふ話ははかつたか

答 決死の士と言ふ事は一向に聞きませぬ確かりした人物を見付けて置かうと言ふ話は確かにありました

【43/9/7 予審第2回】

問 明治四十一年十一月出京の際、巢鴨の平民社に幸徳を訪問し、暴力革命の相談を為したではないか、

答 私は其際三度平民社に参つて幸徳に面会しました。最初は宮崎民蔵等と同行しましたが、幸徳は其時私共に向ひ、無為に過す訳には行かぬ。何か革命動機となるべき事を致したい、と言ひましたが纏つた話はなかつたのです。其頃に私が単独にて参つた時、幸徳は、自分も病身にて余命が長くないから決死の士を募り之をして施米すると云つて貧民を日比谷公園に集めしめ勢いに乗じて富豪に向つて掠奪を為し且警察署或は諸官省等を破壊せしめ一日たりとも無政府の状態を現出せしめたい、左すれ夫れが大革命の動機となるであろう。何と云つても人物が必要であるから確かりした人物を見付けて置かうと申したのです。

問 夫れでは幸徳は決死の士を募りたる上之をして施米すると称して貧民を日比谷公園に集めたる上富豪に向て掠奪を為さしめ且警察官署又は諸官省を破壊せしめて無政府の状態を現出せしめんと考へて居たのか、

答 貧民を利用すると言へば甚だ變に聞へるのですが、夫れによつて革命の動機を

作らんとしたのです。

問 其際幸徳は、余力あらば二重橋に迫り番兵を追ひ、皇居に進入して見たいとの話は致さなかつたか、

答 左様なことは聞かなかつた様ですが幸徳は自ら全国を廻り主義発展を計りたいと思ひ居るも健康と財力が許さぬから夫れも出来ないと話して居りました。

問 其際坂本清馬が下戸塚町の其方の下宿に来て決死の士を募る旨の話をして居つたではないか、

答 坂本は私の下宿平山に來り幸徳が地方を廻つて確かりした人を見付けて置いて呉れよと申すから左様に致さんと思ふと言ひました。

問 坂本も幸徳より、貧民を集めて掠奪をなさしめ警察官署又は諸官省等を破壊せしめんと話を聞いて居るのか、

答 其辺は能く存じませぬ。

問 其方は明治四十一年十一月上京中、幸徳より全国の同志者中共に事を謀るに足るものは紀州の大石と其方のみと言はれた事があるか、

答 左様な事はありませぬが、坂本が私に向ひ、幸徳は大石と君を力として居ると話したことがあります。

問 熊本へ歸つて後、其事を新美、佐々木等に話したか、

答 左様な覚はありませぬ。

【43/10/23予審第3回】

問 明治四十一年十一月出京して二十三日と二十五日の兩度巢鴨の平民社に幸徳を訪問した事は相違ないか

答 日は能く覚へさるも兩三度平民社を訪問しました

問 最初平民社を訪問した時幸徳は政府の迫害が甚たいがら無為二週する譯には行かない官憲に反抗して何か致さなければならぬと言ふて居たか

答 其時私は宮崎義蔵と同道したのですが外に主義者か五六名も居りました幸徳は何か革命の動機となるべき事をしたいと申して居りまいた併し何も具体的相談

はなかつたのです

問 同月二十五日平民者を訪問した時幸徳より暴力革命の話があつたてはないのか

答 其際は私一人参つたのですが幸徳は自分は病身で余命も長くあるまいと思ふから決死の士を作つて貧民を日比谷公園に集め市内の富豪に向つて掠奪を為さしめ且警察官署或は諸官省を打壊し一日たりとも無政府の状態を現出せしめたい夫れか他日起きへき大革命の動機となるてあらうと思ふ併し何を言ふても人物が必要である確かりした人物を見つけて置いて呉れよと言ひました私も夫れに同意して確かりした人物を見付けて置かうと申したのです

問 幸徳は決死の士に三十人とか或は五十人とか申したのではないか

答 其事も聞ひたかの様に思ひますが判然しませぬ

問 確かりした人物を見付けつと言ふのは無論決死の士を募ると言ふ意味であらう

答 左様です主義の爲めに死を恐れぬと言ふ人物を見付けるのです

問 其決死の士をして貧民を指揮して暴動を為さしむると言ふ意味か

答 左様な意味に聞取りました

問 幸徳か一日たちとも無政府の状態を現出せしめたいと言ふ事の中には皇室をも倒したいと言ふ意味を含んで居るのではないか

答 左様な深い意味ではないのです只一日たりとも政府を狼狽せしめ社會を無政府の状態にして見たいと言ふ意味であつたと思ひます

松尾は幸徳と会った時期を明治41年11月といい、自分一人の時に幸徳と話をしたといっている。無政府状態をつくりたい。そのためには、決死の士をあつめてほしいということであり、余力あらば二重橋に迫り番兵を追ひ、皇居に進入して見たいとの話は聞いていないと否定している。

6) 証拠からわかること

(1) 予審調書のまとめ

明治41年11月25日に幸徳は松尾が一人できたときに革命の話をしたが、

あくまで無政府状態にしたいという「革命談義」をしたもので、松尾は深く留めてもないものであった。

幸徳の予審調書について

「大逆罪を敢行せんと計画し居る旨を告げ付いては決死の士を見付置呉るべきことを委嘱し大石の同意を得たり 而して大石に話したる丈のことは松尾卯一太にも話し其同意を得たる」とするのは、幸徳秋水の予審調書のまとめとしても、全く誤っている。

松尾卯一太の予審調書について

「明治四十一年十一月中出京しに十三日及二十五日の両度巢鴨の平民社に幸徳博次郎を訪問したり其二度目に訪問したる際幸徳は被告に対し自分は病身にて齢命も長かるましきに付決死の士を募り貴民を日比谷公国に集め市内の富豪に向って掠奪を為さしめ且つ諸官衙を破壊し一日たりとも無政府の状態を現出せしめ他日起るべき大革命の動機と為したき考なるも先たつものは人物なるに付意思堅固の人物を見付置呉るべき旨申出たるを以て被告は其計画を賛成し且人物を見付置くべきことを約したり、」としているのも事実をねじ曲げている。しかも、無政府状態の話としても、「決死の士を募り貴民を日比谷公国に集め市内の富豪に向って掠奪を為さしめ且つ諸官衙を破壊し」との会話も認められない。もちろん「テロ」の話など皆無である。

（2）事実認定の誤り

判決は、幸徳が「決死の士数十人を募り、富豪の財を奪い貧民を賑し、諸官衙を燐毀し、当路の顯官を殺し、進んで宮城に逼り大逆罪を犯さんとするの意志あることを聴き」、松尾が「これに同意して決死の士を養成すべきことを約し」と認定しているが、何らの証拠なしに認定したものである。

[追記]

本稿は、「龍谷大学大逆事件研究会」（代表・石塚伸一）の研究成果の一部である。